

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照表目次

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）	1
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	4
○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	5
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）	6
○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）	8
○ 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	10
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	11
○ 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）	16
○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）	17
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）	18
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	26
○ 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）	27
○ 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）	28
○ 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）	29
○ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）	30
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）	31
○ 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	36
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）	37

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（第四百四十三条関係）	39
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（第四百四十四条関係）	40
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（第四百四十五条関係）	49
○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第四百四十六条関係）	55
○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十一号）（第四百四十七条関係）	60
○ 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（第四百四十八条関係）	62
○ 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（第四百四十九条関係）	63
○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（第五百五十条関係）	67
○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（第六百六十条関係）	114
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第六百六十一条関係）	115
○ 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）（第六百六十二条関係）	117
○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（第六百六十四条関係）	118
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（第六百六十五条関係）	119
○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（第六百六十六条関係）	120
○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第六百六十七条関係）	122
○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（第六百六十八条関係）	135
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第六百六十九条関係）	136
○ 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）（第七百七十一条関係）	146
○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）（第七百七十二条関係）	148
○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）（第七百七十三条関係）	149
○ 預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第百三十三号）（第七百七十四条関係）	151

- 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（第七十五条関係）----- 152
- 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（第七十六条関係）----- 154
- 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（第七十七条関係）----- 155
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（第七十八条関係）----- 156
- 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第八十条関係）----- 159
- 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（第八十一条関係）----- 160
- 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（第八十二条関係）----- 161
- 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（第八十四条関係）----- 171
- 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第八十五条関係）----- 175
- 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（第八十六条関係）----- 187
- 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律百二十九号）（第八十七条関係）----- 188
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）（第八十八条関係）----- 189
- 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）（第八十九条関係）----- 190
- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（第九十一条関係）----- 193
- 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）（第九十二条関係）----- 194
- 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（第九十三条関係）----- 196
- 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第九十四条関係）----- 197
- 破産法（平成十六年法律第七十五号）（第九十五条関係）----- 198

- 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（第百九十六条関係）―― 199
- 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十七号）（第百九十七条関係）―― 233
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（第百九十八条関係）―― 234
- 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（第百九十九条関係）―― 235
- 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（第百九十九条関係）―― 237
- 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（第二百一条関係）―― 238
- 証券取引法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十六号）（第二百三条関係）―― 245
- 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（第二百四条関係）―― 247
- 会社法（平成十七年法律第八十六号）（第二百五条関係）―― 248
- 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（第二百七条関係）―― 256
- 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第二百九条関係）―― 269
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（第二百十条関係）―― 274
- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（第二百十一条関係）―― 277
- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号）（第二百十二条関係）―― 281
- 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（第二百十三条関係）―― 282
- 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（第二百十四条関係）―― 287

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第二百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第九条（略） ②～④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。次条第二項において同じ。）を営む会社（持株会社を除く。） 八兆円</p> <p>三（略）</p> <p>⑥（略）</p>	<p>第九条（略） ②～④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 銀行業、保険業又は証券業を営む会社（持株会社及び証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。次条第二項において同じ。）を除く。） 八兆円</p> <p>三（略）</p> <p>⑥（略）</p>

第十条 (略)

② 会社であつて、その総資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の総株主の議決権の過半数を有する国内の会社の総資産の額を合計した額（以下「総資産合計額」という。）が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式会社」という。）は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この項において「株式会社」という。）の株式を取得し、又は所有する場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）において、株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合、銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定

第十条 (略)

② 会社であつて、その総資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の総株主の議決権の過半数を有する国内の会社の総資産の額を合計した額（以下「総資産合計額」という。）が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式会社」という。）は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この項において「株式会社」という。）の株式を取得し、又は所有する場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）において、株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合、銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定

める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)が他の国内の会社(銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)の株式を取得し、又は所有する場合及び第一種金融商品取引業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合は、この限りでない。

③ (略)

める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)が他の国内の会社(銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)の株式を取得し、又は所有する場合及び証券業を営む会社(証券仲介業者を除く。)が業務として株式を取得し、又は所有する場合は、この限りでない。

③ (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百二十五条関係）

改正案	現行
<p>（公有財産の範囲及び分類） 第二百三十八条（略） 一〜八（略） 2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 四〜七（略） 3・4（略）</p>	<p>（公有財産の範囲及び分類） 第二百三十八条（略） 一〜八（略） 2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。 一・二（略） （新設） 三〜六（略） 3・4（略）</p>

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（第二百二十六条関係）

改正案	現行
<p>（国有財産の範囲） 第二条（略）</p> <p>2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債</p> <p>四〇七（略）</p>	<p>（国有財産の範囲） 第二条（略）</p> <p>2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇六（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五十五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>（大会社等に係る業務の制限の特例）</p> <p>第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 この法律若しくは証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条若しくは第百九十八条の規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五十五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>（大会社等に係る業務の制限の特例）</p> <p>第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当</p>

該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 （略）

二 金融商品取引法第九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならない者（政令で定める者を除く。）

三六 （略）

該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 （略）

二 証券取引法第九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない者（政令で定める者を除く。）

三六 （略）

○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第二百二十九条関係）

改正案	現行
<p>（報告書の提出）</p> <p>第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 十二月三十一日において有する資産等（次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号及び第十七条第一項において同じ。）について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>ト 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日</p>	<p>（報告書の提出）</p> <p>第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 十二月三十一日において有する資産等（次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号及び第十七条第一項において同じ。）について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>ト 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券 種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日</p>

2
～
4 チ～ヲ (略)

2
～
4 チ～ヲ (略)

○ 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）（第三百三十条関係）

改正案	現行
<p>(債券の発行) 第二十二条の三 (略) 2と4 (略)</p> <p>5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(債券の発行) 第二十二条の三 (略) 2と4 (略)</p> <p>5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 「金融指標等先物契約」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条に規定する市場デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。） 、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。）及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行われる同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（同項第二号に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。） 、同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引（同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。） 、同条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引、同条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引（同項第二号に掲げる取引及びこれに類する取引に限る。） 及び同条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二十一条第二項に規定する取引所金融先物取引（同項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号ロに掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。）に該当するものに限る。以下</p>

十五・十六 (略)

2 (略)

(資本取引の定義)

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為(第二十六条第一項各号に掲げるものを行う同条第二項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。)をいう。

一〇八 (略)

九 居住者その他の居住者との間の金融指標等先物契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引又は金融指標等先物契約(外国通貨の金融指標(金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。))に係るものに限る。)に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

十〇十二 (略)

(金融機関等の本人確認義務等)

下この号において同じ。)、同条第四項に規定する店頭金融先物取引(同項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引(政令で定めるものに限る。))に類する取引に限る。)及び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第二項に規定する取引所金融先物取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五・十六 (略)

2 (略)

(資本取引の定義)

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為(第二十六条第一項各号に掲げるものを行う同条第二項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。)をいう。

一〇八 (略)

九 居住者その他の居住者との間の金融指標等先物契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引又は金融指標等先物契約(外国通貨の金融指標(金融先物取引法第二条第九項に規定する金融指標をいう。))に係るものに限る。)に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

十〇十二 (略)

(金融機関等の本人確認義務等)

第二十二條の二 銀行等、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業者を行う者をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（以下この条において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

2 (略)

(対内直接投資等の定義)

第二十六條 (略)

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

二七 (略)

第二十二條の二 銀行等、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（以下この条において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

2 (略)

(対内直接投資等の定義)

第二十六條 (略)

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

二七 (略)

(資本取引の報告)

第五十五条の三 (略)

2 銀行等及び金融商品取引業者は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

3 銀行等、金融商品取引業者及び届出者(第一項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となる居住者であつて、財務省令で定めるところにより自己のこれらの資本取引の相手方となる者の同項の規定による報告を要しないこととした旨並びにその氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を財務大臣に届け出たものをいう。以下この条において同じ。)以外の居住者が同項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の相手方が銀行等、金融商品取引業者又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

4 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等又は金融商品取引業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

(資本取引の報告)

第五十五条の三 (略)

2 銀行等、証券会社及び金融先物取引業者は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

3 銀行等、証券会社及び届出者(第一項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となる居住者であつて、財務省令で定めるところにより自己のこれらの資本取引の相手方となる者の同項の規定による報告を要しないこととした旨並びにその氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を財務大臣に届け出たものをいう。以下この条において同じ。)以外の居住者が同項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の相手方が銀行等、証券会社又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

4 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、証券会社又は金融先物取引業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

5 銀行等、金融商品取引業者及び届出者は、それぞれ、銀行等及び金融商品取引業者については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について財務省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関して財務省令で定める事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6・7 (略)

5 銀行等、証券会社、届出者及び金融先物取引業者は、それぞれ、銀行等及び証券会社については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定、金融先物取引業者については第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について財務省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関して財務省令で定める事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6・7 (略)

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（第百三十二条関係）

改正案	現行
<p>（外国人等の取得した株式の取扱い）</p> <p>第五十二条の八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第 二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は これに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社 である一般放送事業者は、その株式を取得した電波法第五条第一項 第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる 者（以下「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿 に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずること により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事 由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなる事 きは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを 拒むことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（外国人等の取得した株式の取扱い）</p> <p>第五十二条の八 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずる ものとして総務省令で定める株式を発行している会社である一般放 送事業者は、その株式を取得した電波法第五条第一項第一号から第 三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者（以下「外 国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載するこ との請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項にお いて「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏 名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことがで きる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（第百三十三条関係）

改正案	現行
<p>（特定社債保険）</p> <p>第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（特定社債保険）</p> <p>第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2 5 （略）</p>

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（第三百三十四条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 業務</p> <p>第一節 通則（第三十一条―第五十条の二の四）</p> <p>第二節 指定流通機構（第五十条の二の五―第五十条の十五）</p> <p>第三節 指定保証機関（第五十一条―第六十三条の二）</p> <p>第四節 指定保管機関（第六十三条の三―第六十四条）</p> <p>第五章の二―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 宅地建物取引業者は、宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合における売買の相手方に対して、その者が取得しようとしている信託の受益権に係る信託財産である宅地又は建物に関し、その売買の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 業務</p> <p>第一節 通則（第三十一条―第五十条の二の三）</p> <p>第二節 指定流通機構（第五十条の二の四―第五十条の十五）</p> <p>第三節 指定保証機関（第五十一条―第六十三条の二）</p> <p>第四節 指定保管機関（第六十三条の三―第六十四条）</p> <p>第五章の二―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>2（新設）</p>

面を必要とするときは、図面を交付して説明をさせなければなら
ない。ただし、その売買の相手方の保護のため支障を生ずることが
ない場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

一 当該信託財産である宅地又は建物の上に存する登記された権利
の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録され
た所有者の氏名（法人にあつては、その名称）

二 当該信託財産である宅地又は建物に係る都市計画法、建築基準
法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の
概要

三 当該信託財産である宅地又は建物に係る私道に関する負担に関
する事項

四 当該信託財産である宅地又は建物に係る飲用水、電気及びガス
の供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整
備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備
についての特別の負担に関する事項）

五 当該信託財産である宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関す
る工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、
構造その他国土交通省令で定める事項

六 当該信託財産である建物が建物の区分所有等に関する法律第二
条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、
当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類
及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めそ
の他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて

、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定めるものの

七| その他当該信託の受益権の売買の相手方の保護の必要性を勘案して国土交通省令で定める事項

4| 取引主任者は、前三項の説明をするときは、説明の相手方に対し、取引主任者証を提示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの書面の交付に当たっては、取引主任者は、当該書面に記名押印しなければならない。

(取引一任代理等に係る特例)

第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるときともに当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと(以下「取引一任代理等」という。)について、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。

一 当該宅地建物取引業者が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の登録(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業の種別に係るものに限る。)を受けて次のイ又はロに掲げる者と締結する当該イ又はロに定める契約

3| 取引主任者は、前二項の説明をするときは、宅地建物取引業者の相手方等に対し、取引主任者証を提示しなければならない。

4| 第一項又は第二項の書面の交付に当たっては、取引主任者は、当該書面に記名押印しなければならない。

(取引一任代理等に係る特例)

第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるときともに当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと(以下「取引一任代理等」という。)について、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。

一 当該宅地建物取引業者が投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第六条の認可を受けて次のイ又はロに掲げる者と締結する当該イ又はロに定める契約

イ 当該宅地建物取引業者がその運用の指図を行う委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の信託財産の受託会社（同法第九条に規定する受託会社をいう。） 同法第三条に規定する投資信託契約

ロ 当該宅地建物取引業者がその資産の運用を行う投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人をいう。） 同法第八十八条第一項第四号に規定する委託契約

二 (略)

2 (略)

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融商品仲介業者（同

イ 当該宅地建物取引業者がその運用の指図を行う委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の信託財産の受託会社（同法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。） 同法第四条に規定する投資信託契約

ロ 当該宅地建物取引業者がその資産の運用を行う投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人をいう。） 同法第八条第二項に規定する資産運用委託契約

二 (略)

2

前項の認可を受けた宅地建物取引業者（以下「認可宅地建物取引業者」という。）が取引一任代理等を行う場合には、当該取引一任代理等に係る前項各号に掲げる契約の相手方に対しては、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める行為をすることを要しない。

- 一 第三十五条第一項 同項に規定する書面の交付及び説明
- 二 第三十五条第二項 同項に規定する書面の交付及び説明
- 三 第三十五条の二 同条に規定する説明
- 四 第三十七条第二項 同項に規定する書面の交付

（新設）

条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。)である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約(民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。)、匿名組合契約(商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。))若しくは投資事業有限責任組合契約(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。))に基づく権利(以下この条において「不動産信託受益権等」という。))の売主となる場合又は不動産信託受益権等の売買の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。))の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者(以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。))に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

第二節 指定流通機構

第二節 指定流通機構

(指定等)

第五十条の二の五 (略)

(指示及び業務の停止)

第六十五条 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一・一の二 (略)

二 第十三条、第十五条第三項、第二十五条第五項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む。)

、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二、第四十八条第一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の十第二項、第六十四条の十二第四項、第六十四条の十五前段又は第六十四条の二十三前段の規定に違反したとき。

3

(略)

(指定等)

第五十条の二の四 (略)

(指示及び業務の停止)

第六十五条 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一・一の二 (略)

二 第十三条、第十五条第三項、第二十五条第五項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む。)

、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二、第四十八条第一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の十第二項、第六十四条の十二第四項、第六十四条の十五前段又は第六十四条の二十三前段の規定に違反したとき。

3

(略)

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十三条、第十五条第三項（事務所に係る部分を除く。）、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二又は第四十八条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

三 五 (略)

第七十七条の二 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、認可宅地建物取引業者がその資産の運用を行う登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）には、適用しない。

2 (略)

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十三条、第十五条第三項（事務所に係る部分を除く。）、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二又は第四十八条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

三 五 (略)

第七十七条の二 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、認可宅地建物取引業者がその資産の運用を行う登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する登録投資法人をいう。）には、適用しない。

2 (略)

第八十六条 第二十二條の二第六項若しくは第七項、第三十五條第四項又は第七十五條の規定に違反した者は、十萬円以下の過料に処する。

第八十六条 第二十二條の二第六項若しくは第七項、第三十五條第三項又は第七十五條の規定に違反した者は、十萬円以下の過料に処する。

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第三百三十五条関係）

改正案	現行
<p>（外国人等の取得した株式の取扱い）</p> <p>第二百二十条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第 二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は これに準ずるものとして国土交通省令で定める株式を発行している 会社である本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、その株式を 取得した第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下「外 国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、 又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずる ことにより同項第四号に該当するときは、その氏名及び 住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（外国人等の取得した株式の取扱い）</p> <p>第二百二十条の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずる ものとして国土交通省令で定める株式を発行している会社である本 邦航空運送事業者及びその持株会社等は、その株式を取得した第四 条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下「外国人等」とい う。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録する ことこの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同 項第四号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名 簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）（第百三十六条関係）

改正案	現行
<p>(債券の発行) 第二十四条の二 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(債券の発行) 第二十四条の二 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>

○ 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（第三百三十七条関係）

改正案	現行
<p>(債券の発行等) 第三条 (略)</p> <p>2 前条第一項の政令で定める法人及び同条第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券（国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。）又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託業者又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者に委託することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(債券の発行等) 第三条 (略)</p> <p>2 前条第一項の政令で定める法人及び同条第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券（国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。）又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託業者又は証券業者に委託することができる。</p> <p>3 (略)</p>

○ 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）（第百三十八条関係）

改正案	現行
<p>(債券の発行) 第二十五条の二 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限等及び二以上の社債管理者がある場合の特則）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(債券の発行) 第二十五条の二 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限等及び二以上の社債管理者がある場合の特則）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>

○ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（第三百三十九条関係）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの）に限り、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの）に限り、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>2 （略）</p>

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第百四十条関係）

改正案	現行
<p>（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）</p> <p>第百三十条の二 基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令で定めるところによらなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引業者との投資一任契約であつて政令で定めるもの</p>	<p>（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）</p> <p>第百三十条の二 基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令で定めるところによらなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 投資顧問業者との投資一任契約であつて政令で定めるもの</p>

の締結

四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）その他の政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて政令で定めるものが発行するものに限る。）の売買

ロ・ハ （略）

五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
イ 有価証券（有価証券に係る標準物（金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。ハにおいて単に「標準物」という。）を含み、前号イ及びロに規定するものを除く。）であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

ロ・ハ （略）

結

四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて政令で定めるものが発行するものに限る。）の売買

ロ・ハ （略）

五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
イ 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八條の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物（ハにおいて単に「標準物」という。）を含み、前号イ及びロに規定するものを除く。）であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

ロ・ハ （略）

二 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百三十九条第五項において同じ。）の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

ホ（略）

へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1)（略）

(2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。(3)において同じ。)その他政令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの

(3) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロからホまでに掲げる取引（(2)の有価証券指標その他政令で定めるものに係るものに限る。）

(4)（略）

2
5
（略）

二 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

ホ（略）

へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1)（略）

(2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数その他政令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの

(3) 証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（(2)の有価証券指数その他政令で定めるものに係るものに限る。）

(4)（略）

2
5
（略）

(掛金の負担及び納付義務)

第三百三十九条 (略)

254 (略)

5 設立事業所の事業主は、基金の同意があるときは、政令の定めるところにより、掛金を金銭に代えて金融商品取引所に上場されている株式で納付することができる。

658 (略)

(準用規定)

第四百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第四百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「掛金又は第四百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した掛金(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金

(掛金の負担及び納付義務)

第三百三十九条 (略)

254 (略)

5 設立事業所の事業主は、基金の同意があるときは、政令の定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。

658 (略)

(準用規定)

第四百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第四百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「掛金又は第四百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した掛金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取

融商品取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。)の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十条第二項の同意をした事業主を含む。)」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)
第二百五十九条の二 連合会は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は金融商品取引業者と投資一任契約を締結するときは、政令で定めるところによらなければならない。

2・3 (略)

引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。)の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十条第二項の同意をした事業主を含む。)」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)
第二百五十九条の二 連合会は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業者と投資一任契約を締結するときは、政令で定めるところによらなければならない。

2・3 (略)

○ 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）（第四百四十一条関係）

改正案	現行
<p>（発行事務の委託）</p> <p>第二十五条 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p>	<p>（発行事務の委託）</p> <p>第二十五条 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p>

改正案	現行
<p>(基金の業務) 第二百二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。） 、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第八項第十二号に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。</p> <p>4 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約（運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。）の締結</p>	<p>(基金の業務) 第二百二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。） 、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。</p> <p>4 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約（運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。）の締結を</p>

結を拒絶してはならない。

5・6 (略)

(連合会の業務)

第三百三十七条の十五 (略)

2・3 (略)

4 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5・6 (略)

拒絶してはならない。

5・6 (略)

(連合会の業務)

第三百三十七条の十五 (略)

2・3 (略)

4 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5・6 (略)

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（第四百三十三条関係）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用の特例）</p> <p>第七十七条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（<u>金融商品取引業者</u>（<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。</u>）との投資一任契約（<u>同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。</u>）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>	<p>（余裕金の運用の特例）</p> <p>第七十七条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（<u>投資顧問業者</u>（<u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</u>（昭和六十一年法律第七十四号）<u>第二条第三項に規定する者をいう。</u>）との投資一任契約（<u>同条第四項に規定する契約をいう。</u>）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>〔倉庫業法の改正に伴う許可に係る課税の特例〕</p> <p>第八条（削る）</p> <p>倉庫業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一百十八号）附則第二項（経過規定）に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条（営業の許可）の許可の申請の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の（一）に掲げる倉庫業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。</p>	<p>附則</p> <p>〔証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税の特例〕</p> <p>第八条 証券取引法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十号）附則第二項（証券業者の経過措置）に規定する証券業者で同法附則第六項（証券業の免許申請の申請の手続）の規定により証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十条（免許申請書）の規定による免許申請の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十五号の（一）に掲げる証券会社の営業の免許を受ける場合における当該免許に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該免許件数一件につき一万円とする。</p> <p>2 倉庫業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一百十八号）附則第二項（経過規定）に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条（営業の許可）の許可の申請の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の（一）に掲げる倉庫業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。</p>

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九
条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条
、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

事項	課税標準	税率
一〇二十五（略）		
二六 投資法人の登記		
(一) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記	（略）	（略）
(二)（三）（略）	（略）	（略）
二七〇三十四（略）		
三五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可		
(一)（六）（略）	（略）	（略）
(七) 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十条の二（金融機関の登録）	（略）	（略）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九
条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条
、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

事項	課税標準	税率
一〇二十五（略）		
二六 投資法人の登記		
(一) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十九条項（定義）に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記	申請件数	一件につき三万円
(二)（三）（略）	（略）	（略）
二七〇三十四（略）		
三五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可		
(一)（六）（略）	（略）	（略）
(七) 証券取引法第六十五条の二の営業の登録等）の規定による	登録件数	一件につき十五万円

の登録 (削る)	(八) (十) (略)	(略)	(削る)	三十六・三十七 (略)	三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者若しくは信託契約代理店の登録	三十九 (略)	四十 金融商品市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る認可、公益法人金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可	(一) 金融商品取引法第八十条第一項 (免許) の金融商品市場の開設の免許	(略)	(略)
								(一) (略)	(略)	(略)
								(一) (略)	(略)	(略)

る営業の登録 証券取引法第六十五条の二 第三項 (金融機関の証券業務 の営業の登録等) の規定によ る営業の認可	(九) (十一) (略)	(略)	認可件数	三十六・三十七 (略)	三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録	三十九 (略)	四十 有価証券市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可又は証券取引所持株会社に係る認可	(一) 証券取引法第八十条第一項 (免許) の規定による有価証券市場の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円
								(一) (略)	(略)	(略)
								(一) (略)	(略)	(略)

(二)	金融商品取引法第百一条の十七第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可	(略)	(略)	(略)
(三)	金融商品取引法第六十七条の十二（規則の認可）の店頭売買有価証券市場の開設の認可	(略)	(略)	(略)
(四)	金融商品取引法第五十五条第一項（認可）の外国市場取引の認可	(略)	(略)	(略)
(五)	金融商品取引法第六十六条の十第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可	(略)	(略)	(略)
(六)	金融商品取引法第七十八条第一項（公益法人金融商品取引業協会の認定）の公益法人金融商品取引業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	(新設)
(七)	金融商品取引法第七十九条の七第一項（認定投資者保護団体の目的及び業務）の認定投資者保護団体の認定	認定件数	一件につき九万円	(新設)
(八)	金融商品取引法第百二条の投資者保護団体の認定	認可件数	一件につき十五万円	(新設)
(二)	証券取引法第百一条の十一第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円	(新設)
(三)	証券取引法第七十六条（認可）の店頭売買有価証券市場の開設の認可	認可件数	一件につき十五万円	(新設)
(四)	証券取引法第五十五条第一項（認可）の規定による外国市場取引の認可	認可件数	一件につき十五万円	(新設)
(五)	証券取引法第六十六条の十第一項又は第三項ただし書（証券取引所持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円	(新設)
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)

<p>十四（自主規制法人による自主規制業務）の自主規制業務の認可</p>	<p>円</p>	
<p>四十一 金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務若しくは取引所取引業務の許可、金融商品仲介業者の登録又は金融商品債務引受業の免許</p>		
<p>(一) 金融商品取引法第二十九条（登録）の金融商品取引業者の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>円</p>
<p>(二) 金融商品取引法第三十一条第四項（変更登録等）の変更登録（同法第二十九条の二第二項第五号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>円</p>
<p>(三) 金融商品取引法第三十条第一項（認可）の業務の認可</p>	<p>認可件数</p>	<p>円</p>
<p>(四) 金融商品取引法第五十九条</p>	<p>許可件数</p>	<p>円</p>

<p>四十一 証券会社、外国証券会社、外国証券業者、証券仲介業者、有価証券債務引受業又は投資信託委託業者の登録、許可、免許又は認可</p>		
<p>(一) 証券会社の営業の登録又は外国証券会社の支店の営業の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>円</p>
<p>(二) 証券会社の証券取引法第二十九条第一項（元引受業務等の営業の認可）の規定による営業の認可又は外国証券会社の外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第七条第一項（元引受業務等の営業の認可）の規定による営業の認可</p>	<p>認可件数</p>	<p>円</p>
<p>(三) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条第一項（引受業務の一部の許可）の規定による許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>円</p>
<p>(四) 外国証券業者の外国証券業</p>	<p>許可件数</p>	<p>円</p>

四十二及び四十三 削除	第一項（引受業務の一部の許可）の引受業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
	(五) 金融商品取引法第六十条第一項（取引所取引業務の許可）の取引所取引業務の許可	登録件数	一件につき九万円
	(六) 金融商品取引法第六十六条（登録）の金融商品仲介業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
	(七) 金融商品取引法第五十六条の二（免許）の金融商品債権引受業務の免許	免許件数	一件につき十五万円

四十二 金融先物市場の開設の免許、組織変更の認可、外国市場取引の認可又は金融先物取引所持株会社に係る認可	者に關する法律第十三条の二第一項（取引所取引の許可）の規定による許可	登録件数	一件につき九万円
	(五) 証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二（証券仲介業の登録）の規定による登録	免許件数	一件につき十五万円
	(六) 証券取引法第五十六条の二（免許）の有価証券債務引受業務の免許	認可件数	一件につき十五万円
	(七) 投資信託委託業者の投資信託及び投資法人に関する法律第六条（認可）の規定による認可	認可件数	一件につき十五万円
(一) 金融先物取引法（昭和六十年法律第七十七号）第三条（免許）の規定による金融先物市場の開設の免許	認可件数	一件につき十五万円	
(二) 金融先物取引法第三十四条の十四第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円	

	<p>四十四 証券金融会社の免許</p> <p>金融商品取引法第五十六条の二十四第一項（免許及び免許の申請）の証券金融会社の免許</p>	(略)	(略)
<p>四十五～四十七 (略)</p>			
<p>四十八 削除</p>			

<p>(三) 金融先物取引法第五十五条の二第一項（認可）の規定による外国市場取引の認可</p> <p>(四) 金融先物取引法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可</p>	認可件数	一件につき十五万円
<p>四十三 金融先物取引業者の登録又は金融先物債務引受業の免許</p> <p>(一) 金融先物取引法第五十六条（登録）の金融先物取引業者の登録</p> <p>(二) 金融先物取引法第十五条（免許）の金融先物債務引受業の免許</p>	登録件数 免許件数	一件につき十五万円 一件につき十五万円
<p>四十四 証券金融会社の営業の免許</p> <p>証券取引法第五十六条の二十四第一項（免許）の証券金融会社の営業の免許</p>	免許件数	一件につき十五万円
<p>四十五～四十七 (略)</p>		
<p>四十八 担当証券業者の登録</p> <p>担当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第三条（登録）の担当証券業者の登録</p>	登録件数	一件につき十五万円

四十九 (略)	五十 削除	五十一～九十五 (略)	九十六 商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更の認可	(一) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三条(商品投資顧問業者の許可)の商品投資顧問業の許可(更新の許可を除く。)	(削る)	(略)	(略)
---------	-------	-------------	-----------------------------	---	------	-----	-----

四十九 (略)	五十 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可	五十一～九十五 (略)	九十六 商品投資販売業又は商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更の認可	(一) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三条(商品投資販売業の許可)の商品投資販売業の許可(更新の許可を除く。)	許可件数	円	一件につき十五万
	(二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第四十条(登録)の規定による投資顧問業者の登録			(二) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十条(商品投資)	許可件数	円	一件につき十五万
	(一) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第四十条(登録)の規定による投資一任契約に係る業務の認可				認可件数	円	一件につき十五万
	(二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十条第一項(認可)の規定による投資一任契約に係る業務の認可				認可件数	円	一件につき十五万

九十七く百五十八 (略)	(二) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第九条(変更の認可)の規定による変更の認可(同法第五条第一項第六号(許可の申請)の業務の種類)の増加に係るものに限る。	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	
九十七く百五十八 (略)	(三) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第九条(変更の認可)(同法第三十三条第一項(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定による変更の認可(同法第五条第一項第五号(許可の申請)又は第三十一条第一項第五号(許可の申請)の業務の種類)の増加に係るものに限る。	投資顧問業の許可(商品投資顧問業の許可(更新の許可を除く。))	認可件数
			一件につき三万円

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（第四百四十五条関係）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
一（二）（略）	（略）	一（二）（略）	（略）
三 金融庁又は財務省	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項若しくは第五十条の二第一項の届出、同法第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可、同法第六十条の五第一項、第六十三条第二項若しくは第三項若しくは第六十三条の二第二項若しくは第三項の届出、同法第六十四条第一項の登録、同法第六十四条の四の届出、同法第六十六条の登録、同法第六十六条の五第一項若しくは第六十六条の十九第一項の届出、同法第六十七条の二第二項の認可、同法第七十八条第一	三 金融庁又は財務省	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十八条の登録、同法第三十条第一項若しくは第三十三条の二第一項（同法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十四条第一項（同法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）若しくは第六十六条の二の登録、同法第六十六条の六第一項の届出、同法第六十八条第二項若しくは第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第一百一条の十一第一項の認可、同法第一百三十三条第三項若しくは第一百三十三条の二第一項の届出、同法第六十六条の三第一項の認可、同法第三項（同法第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用

項の認定、同法第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第八十九条の二第一項の登記、同法第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項若しくは第八十九条の五第一項（これらの規定を同法第一百九条の十において準用する場合を含む。）の登記、同法第一百条の十七第一項の認可、同法第一百二条の九第一項の登記、同法第一百二条の十四の認可、同法第一百三条の二第三項若しくは第一百三条の三第一項の届出、同法第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第一百六条の十四第三項若しくは第一百六条の十五の届出、同法第一百六条の十七第一項若しくは第四百十条第一項の認可、同法第一百四十九条第二項の届出、同法第一百五十五条第一項の認可、同法第一百五十五条の七の届出、同法第一百五十六条の二の免許、同法第一百五十六条の十三の届出、同法第一百五十六条の二十四第一項の免許又は同法第一百五十六条の二十八第三項の届出に関する事務であつて

する場合を含む。）の届出、同法第一百六条の三第四項ただし書若しくは第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第一百六条の十四第三項若しくは第一百六条の十五の届出、同法第一百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第四百十条第一項の認可、同法第一百四十九条第二項の届出、同法第一百五十五条第一項の認可、同法第一百五十五条の七の届出又は同法第一百五十六条の二十四第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 削除	五 金融庁又は財務省	四 削除	総務省令で定めるもの
	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）による同法第六十九條第一項の届出、同法第八十七條の登録又は同法第九十一條第一項、第二百二十條第一項若しくは第二百二十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		

六 金融庁又は財務省	五 金融庁又は財務省	四 金融庁又は財務省	
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）による同法第四條の登録又は同法第八條第一項若しくは第二十九條の二第一項（同法第二十九條の五において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）による同法第六條の認可、同法第十条の三第二項、第十条の四第一項（同法第十条の七において準用する場合を含む。）若しくは第六十九條第一項の届出、同法第八十七條の登録又は同法第九十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）による同法第三條第一項の登録、同法第十二條第一項（同法第十三條の五において準用する場合を含む。）の届出、同法第十三條の二第一項の許可又は同法第三十二條において準用する証券取引法第六十四條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

<p>八 金融庁又は財務 省</p>	<p>七 削除</p>
<p>信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に よる同法第三条の免許、同法第七条第一項の</p>	
<p>八 金融庁又は財務 省</p>	<p>七 金融庁又は財務 省</p> <p>金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）による同法第三条の免許、同法第三十四条の十四第一項の認可、同法第三十四条の二十第三項若しくは第三十四条の二十の第二一項の届出、同法第三十四条の二十三第一項若しくは第三十四条の二十八第一項の認可、同法第三項（同法第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十四条の二十八第四項ただし書若しくは第三十四条の三十四第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第三十四条の三十七第三項若しくは第三十四条の三十八の届出、同法第三十四条の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第五十一条の二第二項の届出、同法第五十五条の二第二項の認可、同法第五十五条の八の届出、同法第五十六条の登録、同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項（同法第六十四条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第九十五条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に よる同法第三条の免許、同法第七条第一項の</p>

九 (略)		
十 削除	(略)	<p>登録、同条第三項（同法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同条第五項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認可、同法第五十条の二第一項の登録、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
九 (略)	<p>金融庁又は財務省</p>	<p>(略)</p>
十 省	<p>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）による同法第三条若しくは第八条第一項の登録又は同法第九条第一</p>	<p>登録、同条第三項（同法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同条第五項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認可、同法第五十条の二第一項の登録、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録、同法第七十一条第一項の届出、同法第八十六条第一項の登録、同条第三項の更新又は同法第九十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

	十一 (略)		十三 〜八十 (略)	八十一 農林水産省 又は経済産業省	(略)
	(略)		(略)	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)
	十一 (略)	十二 金融庁若しくは財務省、農林水産省又は経済産業省	十三 〜八十 (略)	八十一 農林水産省 又は経済産業省	(略)
項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	商品投資に係る事業の規制に関する法律による同法第三十条の許可又は同法第三十三条第一項において準用する同法第八条第一項の更新若しくは同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第四百四十六条関係）

改正案	現行
<p>（勤労者財産形成貯蓄契約等）</p> <p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項（第五号を除く。）において同じ。）若しくは金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）で、政令で定めるもの又は日本郵政公社（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等（次に掲げる預入等を除くものとし、当該契約が金融商品取引業者と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のため</p>	<p>（勤労者財産形成貯蓄契約等）</p> <p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項（第五号を除く。）において同じ。）若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は日本郵政公社（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等（次に掲げる預入等を除くものとし、当該契約が証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭</p>

めに金銭の預託をする旨を定めたもの（以下この条において「預託による証券購入契約」という。）である場合にあつては、当該購入のための金銭の預託（以下この条において「金銭の預託」という。）とする。）に係る金銭の払込みをするものであること。

(1)～(3) (略)

ロ・ハ (略)

二～四 (略)

2～9 (略)

（勤労者財産形成給付金契約等）

第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社、信託業務を兼営する金融機関、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、又は証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（

の預託をする旨を定めたもの（以下この条において「預託による証券購入契約」という。）である場合にあつては、当該購入のための金銭の預託（以下この条において「金銭の預託」という。）とする。）に係る金銭の払込みをするものであること。

(1)～(3) (略)

ロ・ハ (略)

二～四 (略)

2～9 (略)

（勤労者財産形成給付金契約等）

第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社、信託業務を兼営する金融機関、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、又は証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（

昭和二十六年法律第九十八号) 第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。) の投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。) (以下「信託会社等」と総称する。) と締結した勤労者を受益者とする信託(政令で定めるものに限る。)、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険(政令で定めるものに限る。)、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済(政令で定めるものに限る。)、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険(政令で定めるものに限る。)、又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託(政令で定めるものに限る。) の設定(追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。) の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇四 (略)

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金(収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。) の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託会社が、当該勤労者に代わつて、金融機関、信託会社又は金融商品取引業者に、当該受益証券の保管の委託を

昭和二十六年法律第九十八号) 第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。) の投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。) (以下「信託会社等」と総称する。) と締結した勤労者を受益者とする信託(政令で定めるものに限る。)、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険(政令で定めるものに限る。)、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済(政令で定めるものに限る。)、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険(政令で定めるものに限る。)、又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託(政令で定めるものに限る。) の設定(追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。) の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇四 (略)

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金(収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。) の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関、信託会社又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすること

することとされていること。

六〇九 (略)

2 (略)

(勤労者財産形成基金契約)

第六条の三 (略)

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇四 (略)

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託会社が、当該勤労者に代わつて、金

とされていること。

六〇九 (略)

2 (略)

(勤労者財産形成基金契約)

第六条の三 (略)

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇四 (略)

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金

融機関、信託会社又は金融商品取引業者に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六〇九 (略)

3 この法律において「第二種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七条の二十一第二項において同じ。）その他の金融機関又は金融商品取引業者で、政令で定めるもの（以下「銀行等」という。）と締結した勤労者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入又は国債その他の政令で定める有価証券（以下この条及び第七条の二十第一項において「有価証券」という。）の取得者とする有価証券の購入に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇八 (略)

4 (略)

融機関、信託会社又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六〇九 (略)

3 この法律において「第二種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七条の二十一第二項において同じ。）その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの（以下「銀行等」という。）と締結した勤労者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入又は国債その他の政令で定める有価証券（以下この条及び第七条の二十第一項において「有価証券」という。）の取得者とする有価証券の購入に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇八 (略)

4 (略)

○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）（第百四十七条関係）

改正案	現行
<p>（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）</p> <p>第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項及び第五項、第三十七条の二、第三十八条、第四十二条から第四十四条まで並びに第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をしなければならない」と、同条第五項中「取引主任者」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七条の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同条第三項中「売買契約」とあるのは「積</p>	<p>（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）</p> <p>第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項及び第四項、第三十七条の二、第三十八条、第四十二条から第四十四条まで並びに第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をしなければならない」と、同条第四項中「取引主任者」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七条の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同条第三項中「売買契約」とあるのは「積</p>

立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八条第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三条第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事先取特権」とする。

2・3 (略)

立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八条第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三条第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事先取特権」とする。

2・3 (略)

○ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（第四百四十八条関係）

改正案	現行
<p>(債券の発行) 第二十七条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>8 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>9 (略)</p>	<p>(債券の発行) 第二十七条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>8 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>9 (略)</p>

○ 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（第四百九条関係）

改正案	現行
<p>(資本金の額の変更) 第三条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する場合には、保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条(第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十二条第二項及び第三十四条第四項)において準用する場合を含む。)並びにこれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者(以下「預託債権者」という。)であつて参加者以外の者に対する会社法第四百四十九条第二項の催告は、 すること要しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(口座の開設)</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項</p>	<p>(資本金の額の変更) 第三条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する場合には、保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条(第二十条第三項、第二十一条第四項及び第二十二条第二項)において準用する場合を含む。)並びにこれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者(以下「預託債権者」という。)であつて参加者以外の者に対する会社法第四百四十九条第二項の催告は、 すること要しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(口座の開設)</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規</p>

に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する
第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

（削る）

- 二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 三十三（略）

十四 投資信託法第二条第十三項に規定する登録投資法人

十五（略）

2（略）

（投資証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の二 第十四条（第四項を除く。）、第十五条から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第三号及び第二項を除く。）、第三十二条（第六項及び第九項を除く。）、第三十三條並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第十九条中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。）

定する証券会社

- 二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社

- 三 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社
- 四十四（略）

十五 投資信託法第二条第二十項に規定する登録投資法人

十六（略）

2（略）

（投資証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の二 第十四条（第四項を除く。）、第十五条から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第三号及び第二項を除く。）、第三十二条（第六項及び第九項を除く。）、第三十三條並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第十九条中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。）

、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第二十九条第二項中「会社法第二百十七条第一項」とあるのは「投資信託法第八十五条第三項において準用する会社法第二百十七条第一項又は投資信託法第八十六条第二項」と、第三十一条第一項第一号中「会社法第二百二十四条第一項」とあるのは「投資信託法第七十七条の三第二項」と、同項第二号中「会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日」とあるのは「投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と、同条第七項第二号中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と、同条第八項中「親会社社員（会社法第三十一条第三項に規定する親会社社員をいう。）」とあるのは「親法人（投資信託法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項第二号中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と読み替えるものとするほか、

、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第二十九条第二項中「会社法第二百十七条第一項」とあるのは「投資信託法第八十五条第三項において準用する会社法第二百十七条第一項又は投資信託法第八十六条第二項」と、第三十一条第一項第一号中「会社法第二百二十四条第一項」とあるのは「投資信託法第七十七条の三第二項」と、同項第二号中「会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日」とあるのは「投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と、同条第七項第二号中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と、同条第八項中「親会社社員（会社法第三十一条第三項に規定する親会社社員をいう。）」とあるのは「親法人（投資信託法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、同項第二号中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条 会社法第九百七十六条第一項、資産流動化法第三百十六
条第一項、投資信託法第二百四十九条又は優先出資法第六十一条第
一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円
以下の過料に処する。

一～四 (略)

第四十九条 会社法第九百七十六条第一項、資産流動化法第三百十六
条第一項、投資信託法第二百五十一条又は優先出資法第六十一条第
一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円
以下の過料に処する。

一～四 (略)

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 商品投資に係る事業の規制</p> <p>第一節 商品投資顧問業の規制</p> <p>第一款 許可（第三条―第十二条）</p> <p>第二款 業務（第十三条―第二十八条）</p> <p>第三款 監督（第二十九条―第三十二条）</p> <p>第二節 その他の商品投資に係る事業の規制（第三十三条―第三十七条）</p> <p>第三章 雑則（第三十八条―第四十五条）</p> <p>第四章 罰則（第四十六条―第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p>	<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 商品投資販売業</p> <p>第一節 許可（第三条―第十二条）</p> <p>第二節 業務（第十三条―第二十四条）</p> <p>第三節 監督（第二十五条―第二十九条）</p> <p>第三章 商品投資顧問業</p> <p>第一節 許可（第三十条―第三十三条）</p> <p>第二節 業務（第三十四条―第四十三条）</p> <p>第三節 監督（第四十四条）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条―第五十二条）</p> <p>第五章 罰則（第五十三条―第五十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p>

第一条 この法律は、商品投資顧問業を営む者に対する許可制度の実施その他の商品投資に係る事業に対する必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の業務の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。

一 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品（以下「特定商品」という。）又は同条第五項に規定する商品指数（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定商品指数」という。）について、同法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）を行うこと。

二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。次号及び次項において同じ。）として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定物品」という。）について、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができる権利（同号において「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し

第一条 この法律は、商品投資に係る事業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。

一 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品（以下「特定商品」という。）又は同条第五項に規定する商品指数（以下「特定商品指数」という。）について、同条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）を行うこと。

二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。以下同じ。）として政令で定めるもの（以下「特定物品」という。）について、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引を行うこと。

て対価を支払うことを約する取引を行うこと。

三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあつては、その行使。以下この号において同じ。）により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「指定物品」という。）を取得（生産を含む。）し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。

（削る）

三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあつては、その行使。以下同じ。）により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（以下「指定物品」という。）を取得（生産を含む。）し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。

2|

この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 当事者の一方が相手方の業として行う商品投資のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額（当該出資が損失によって減少した場合にあつては、その残額）の返還（以下「利益の分配等」という。）を行うことを約する契約

二 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還（以下「収益の分配等」という。）を行うことを約する契約

三 外国の法令に基づく契約であつて、前二号に掲げるものに類するもの

3|

この法律において「商品投資受利益権」とは、次に掲げる権利であ

（削る）

(削る)

(削る)

2| この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方が、相手方から、商品投資に係る投資判断（投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（前項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品取引所法第二条第八項第一号に規定する取引を除く。）及び前項第二号に規定する取引にあつては、行ふべき取引の内容及び時期についての判断）を

つて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 商品投資契約に係る利益の分配等又は収益の分配等（以下「投資収益の分配等」という。）を受ける権利

二 信託財産を主として商品投資により運用することを目的とする信託の収益の分配及び元本の返還（以下「信託収益の分配等」という。）を受ける権利

三 外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）に対する権利であつて、前二号に掲げるものに類するもの

4| この法律において「商品投資販売業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下「締結等」という。）

二 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）

5| この法律において「商品投資販売業者」とは、次条の許可を受けて商品投資販売業を営む者をいう。

6| この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方が、相手方から、商品投資（第一項各号に掲げるものうち政令で定めるものに限る。以下「特定商品投資」という。）に係る投資判断（投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（第一項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品取引所法第二条第八項第一号に規定する取引を除く。）

いう。以下同じ。)の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

3| この法律において「商品投資顧問業」とは、商品投資顧問契約に基づいて商品投資を行う営業をいう。

4| この法律において「商品投資顧問業者」とは、次条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

5| この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一| 当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方がその出資された財産の全部又は一部を商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額(当該出資が損失によつて減少した場合にあつては、その残額)の返還(次項第一号において「利益の分配等」という。)を行うことを約する契約

二| 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産の全部又は一部を商品投資により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じ、分割された残余財産の価額の返還(次項第一号において「収益の分配等」という。)を行うことを約する契約

三| 外国の法令に基づく契約であつて、前二号に掲げるものに類す

及び第一項第二号に規定する取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため特定商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

7| この法律において「商品投資顧問業」とは、商品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

8| この法律において「商品投資顧問業者」とは、第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

(新設)

るもの

6 | この法律において「商品投資受益権」とは、次に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 | 商品投資契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利

二 | 信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利

三 | 外国の法令に準拠して設立された法人（次条及び第三十九条において「外国法人」という。）に対する権利であつて、前二号に掲げるものに類するもの

(削る)

(新設)

第二章 商品投資販売業

第一節 許可

(商品投資販売業者の許可)

第三条 商品投資販売業は、主務大臣の許可を受けた法人（外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

(許可の条件)

第四条 主務大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更する

ことができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可の申請)

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
 - 二 営業所の名称及び所在地
 - 三 役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
 - 四 資本金の額又は出資の総額
 - 五 業務の種類及び方法
 - 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
 - 七 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

- 一 資本金の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当

なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二 第二十八条（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

三 この法律、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

四 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ニ 前号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十一条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ホ 商品投資販売業者が第二十八条の規定により第三条の許可を取り消され、又は商品投資顧問業者が第四十四条において準用する第二十八条の規定により第三十条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者の役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないもの
- ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から

三年を経過しない者（当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人

六 商品投資販売業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人

2 主務大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（許可の有効期間）

第七条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して六年とする。

（許可の有効期間の更新）

第八条 第三条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る商品投資販売業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

2 第四条から第六条までの規定は、第三条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

(変更の認可)

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本金の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(変更の届出)

第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその資本金の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業の届出等)

第十一条 商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者

二 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。

その清算人

四 商品投資販売業を廃止したとき。商品投資販売業者であった

法人を代表する役員

2 商品投資販売業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該商品投資販売業者の第三条の許可は、その効力を失う。

(手数料)

第十二条 第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第二節 業務

(標識の掲示)

第十三条 商品投資販売業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 商品投資販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十四条 商品投資販売業者は、自己の名義をもって、他人に商品投資販売業を営ませるはならない。

(広告の規制)

第十五条 商品投資販売業者は、その行う商品投資販売業に関して広告をするときは、商品投資による利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商品投資契約等の成立前の書面の交付)

第十六条 商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等しようとするとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約（以下「商品投資販売契約」という。）の締結等しようとするときは、顧客に対し、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、商品投資契約又は商品投資販売契約（商品投資販売契約に係る商品投資契約又は商品投資受益権を含む。以下「商品投資販売契約等」という。）の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(商品投資契約等の成立時の書面の交付)

第十七条 商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約（以下「商品投資契約等」という。）が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 商品投資の内容に関する事項
- 二 契約期間に関する事項
- 三 投資収益の分配等又は信託収益の分配等に関する事項
- 四 契約の解除に関する事項（第十九条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）
- 五 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容は、その内容
- 六 商品投資受益権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（報告書の交付）

第十八条 商品投資販売業者は、自らを当事者とする商品投資契約が成立したときは、当該商品投資契約を締結している顧客に対して、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約に係る財産の運用の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

2 商品投資販売業者は、商品投資契約の締結の代理若しくは媒介をしたとき、又は商品投資受益権（信託会社又は信託業務を兼営する金融機関を当事者とする信託契約に係る信託収益の分配等を受ける

権利を除く。以下この項において同じ。）の販売等をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資受益権に係る財産の運用の現状について調査し、その結果について説明し又は記録した報告書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、当該商品投資契約を締結した顧客又は当該商品投資受益権を購入した顧客の利用に供しなければならぬ。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の二 商品投資販売業者は、第十六条若しくは第十七条の規定による書面の交付又は前条第一項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面又は報告書に記載すべき概要又は事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品投資販売業者は、当該書面又は報告書を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法（主務省令で定める方法を除く。）により第十七条の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

(書面による解除)

第十九条 商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、第十七条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除(商品投資契約に係る組合からの脱退を含む。以下同じ。)を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 商品投資販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

(書類の閲覧)

第二十条 商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(商品投資顧問業者等以外の者に一任する商品投資契約の締結等の禁止)

第二十一条 商品投資販売業者は、出資された財産の全部又は一部を特定商品投資により運用することを目的とする商品投資契約の締結

等又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等を行う場合において、商品投資顧問業者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の許可等を受けている者に対してその特定商品投資に係る投資判断を一任する商品投資契約でなければ、その締結等をし、又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等をしてはならない。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十二條 商品投資販売業者は、その行う商品投資販売業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(商品投資契約等の締結又は更新についての勧誘等)

第二十三條 商品投資販売業者は、商品投資契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、商品投資契約又は商品投資販売契約等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 商品投資販売業者は、商品投資契約等の解除を妨げるため、商品投資契約又は商品投資販売契約等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二十四条 商品投資販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、商品投資契約等の締結又は更新を勧誘すること。

二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資契約等の締結又は更新を勧誘すること。

三 前二号に掲げるもののほか、商品投資販売業に関する行為であって、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの。

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二十五条 商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資販売業者に対し報告をさせ、又はその職員に、商

品投資販売業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務改善命令)

第二十七条 主務大臣は、商品投資販売業者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者の保護のため必要な限度において、当該商品投資販売業者に対し、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十八条 主務大臣は、商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号から第四号まで（同項第二号については、第三十条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の許可又は第八条第一項の有効期間の

更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 商品投資販売業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

(監督処分の公告)

第二十九条 主務大臣は、前条の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第三章 商品投資顧問業

第一節 許可

(新設)

(商品投資顧問業者の許可)

第三十条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社(外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

第二章 商品投資に係る事業の規制

第一節 商品投資顧問業の規制

第一款 許可

(商品投資顧問業者の許可)

第三条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社(外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

(許可の条件)

第四条 主務大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、商品投資に係る事業の公正又は投資者の保護を確保するため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可の申請)

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所

五 資本金の額

六 業務の種類及び方法

七 他に事業を行っているときは、その事業の種類

八 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

(新設)

(許可の申請)

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(新設)

四 資本金の額

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

一 資本金の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

二 第三十二条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない会社

三 この法律、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六

第三十二条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

一 資本金の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

二 第二十八条（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消の日から三年を経過しない会社

三 第六条第一項第三号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑

年法律第九十八号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)若しくは信託業法(平成十六年法律第五十四号)又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない会社

四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)

ニ 前号に規定する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ 前号に規定する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十一条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(

を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない会社

四 取締役、執行役、監査役又は政令で定める使用人のうちに第六條第一項第四号イからへまでのいずれかに該当する者のある会社

これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 商品投資顧問業者が第三十二条第一項の規定により第三条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品投資顧問業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない会社

(削る)

(許可の有効期間)

第七条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して六年とする。

(許可の有効期間の更新)

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない会社

3 |

第六条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(新設)

第八条 第三条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る商品投資顧問業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

（新設）

2 第四条から第六条までの規定は、第三条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、当該許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

（変更の認可）

第九条 商品投資顧問業者は、第五条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本金の額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（新設）

（変更の届出）

第十条 商品投資顧問業者は、第五条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその

（新設）

資本金の額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業の届出等)

第十一条 商品投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき その会社の代表取締役又は代表執行役であつた者

二 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
その清算人

四 商品投資顧問業を廃止したとき 商品投資顧問業者であつた会社の代表取締役又は代表執行役

2 商品投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該商品投資顧問業者の第三条の許可は、その効力を失う。

(手数料)

第十二条 第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

(新設)

(新設)

(準用規定)

(削る)

(削る)

第二款 業務

(標識の揭示)

第十三条 商品投資顧問業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 商品投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十一条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第十一条第二項中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本金の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本金の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役又は代表執行役」と読み替えるものとする。

2 第四条、第十二条、第三十一条及び前条の規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

第二節 業務

(新設)

(新設)

識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十四条 商品投資顧問業者は、自己の名義をもって、他人に商品投資顧問業を営ませてはならない。

(広告等の規制)

第十五条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業の内容について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、第二十五条に規定する事項を表示しなければならない。

2 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して広告をするときは、商品投資顧問契約を締結している顧客から一任されて行った投資の実績その他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商品投資顧問契約の締結又は更新についての勧誘等)

第十六条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約の締結又は更新について勧誘をするに際し、商品投資顧問契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約の解除を妨げるため、商品投資顧問契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼす

(新設)

(広告等の規制)

第三十四条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業の内容について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、第四十条に規定する事項を表示しなければならない。

2 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して広告をするときは、商品投資顧問契約を締結している顧客から一任されて行った投資の実績その他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(新設)

こととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第十七条 商品投資顧問業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、商品投資顧問契約の締結又は更新を勧誘すること。

二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資顧問契約の締結又は更新を勧誘すること。

三 前二号に掲げるもののほか、商品投資顧問業に関する行為であって、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの

(商品投資顧問契約の締結前の書面の交付)

第十八条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該商品投資顧問契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、商品投資顧問契約の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該商品投資顧問契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(新設)

(商品投資顧問契約の締結前の書面の交付)

第三十五条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該商品投資顧問契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、商品投資顧問契約の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該商品投資顧問契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(商品投資顧問契約の締結時の書面の交付)

第十九条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項
- 二 報酬の額及び支払の時期
- 三 契約の解除に関する事項
- 四 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(報告書の交付)

第二十条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第二十一条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った商品投資に係る取

(商品投資顧問契約の締結時の書面の交付)

第三十六条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項
- 二 報酬の額及び支払の時期
- 三 契約の解除に関する事項
- 四 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(報告書の交付)

第三十七条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第三十八条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った特定商品投資に係

引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同一の特定商品、特定商品指数、特定物品又は指定物品について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別（第二条第一項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品取引所法第二条第八項第一号に規定する取引を除く。）又は第二条第一項第二号に規定する取引にあつては、主務省令で定める事項）

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条 商品投資顧問業者は、第十八条、第十九条若しくは前条の規定による書面の交付又は第二十条の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面又は報告書を交付したものとみなす。

（書類の閲覧等）

第二十三条 商品投資顧問業者は、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営

る取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同一の特定商品、特定商品指数、特定物品又は指定物品について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別（第二条第一項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品取引所法第二条第八項第一号に規定する取引を除く。）又は第二条第一項第二号に規定する取引にあつては、主務省令で定める事項）

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（新設）

（新設）

業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第二十四条 商品投資顧問契約を締結している顧客は、当該商品投資顧問契約に係る商品投資顧問業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の場合において、商品投資顧問業者は、その請求が次の各号のいずれかに該当すると認められる相当の理由があるときを除くほか、その請求を拒むことができない。

一 自己の権利の確保又はその行使に関する調査を目的とするものでないこと。

二 当該商品投資顧問業者の業務の運営を害することを目的としてゝること。

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止)

第二十五条 商品投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(帳簿書類の閲覧)

第三十九条 商品投資顧問契約を締結している顧客は、当該商品投資顧問契約に係る商品投資顧問業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の場合において、商品投資顧問業者は、その請求が次の各号のいずれかに該当すると認められる相当の理由があるときを除くほか、その請求を拒むことができない。

一 自己の権利の確保又はその行使に関する調査を目的とするものでないこと。

二 当該商品投資顧問業者の業務の運営を害することを目的としてゝること。

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止)

第四十条 商品投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十六条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(忠実義務)

第二十七条 商品投資顧問業者は、法令の規定及び商品投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に商品投資顧問業を行わなければならない。

(禁止行為)

第二十八条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客を相手方として商品投資に係る取引を行うこと。
- 二 特定の商品等（特定商品、特定商品指数、特定物品に係るオプション又は指定物品をいう。）に関し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行った商品投資に基づく価格、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づく商品投資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、又は商品投資に係る事業の公正を害するものとして主務省令で定める行為

(新設)

第四十一条 商品投資顧問業者は、法令の規定及び商品投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に商品投資顧問業を行わなければならない。

(忠実義務)

(禁止行為)

第四十二条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客を相手方として特定商品投資に係る取引を行うこと。
- 二 特定の商品等（特定商品、特定商品指数、特定物品に係るオプション又は指定物品をいう。）に関し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行った特定商品投資に基づく価格、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づく特定商品投資を行うこと。

(新設)

第二款 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二十九条 商品投資顧問業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務改善命令)

第三十一条 主務大臣は、商品投資顧問業者の業務の運営に関し、商品投資に係る事業の公正又は投資者の利益を害する事実があると認めるときは、商品投資に係る事業の公正又は投資者の保護を確保するため必要な限度において、当該商品投資顧問業者に対し、業務の

(新設)

種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第三十二条 主務大臣は、商品投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第二項第一号から第四号まで(同項第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。

二 不正の手段により第三条の許可又は第八条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 商品投資顧問業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 | 主務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二節 その他の商品投資に係る事業の規制

(商品投資契約の締結等に関する制限)

(新設)

第三十三条 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下この項及び第三十五条において「締結等」という。）を業として行う者は、商品投資顧問業者その他これに類する者として政令で定めるもの（次項において「商品投資顧問業者等」という。）に対して商品投資に係る投資判断を一任する商品投資契約でなければ、その締結等をしてはならない。ただし、金融商品取引法第二十九条の登録を受けて投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行う者（次項ただし書及び第四十条第二項において単に「投資運用業を行う者」という。）の運用財産（同法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次項ただし書、次条及び第四十条第二項において同じ。）の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用することを内容とする商品投資契約については、この限りでない。

2 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介（以下この項及び第三十五条において「販売等」という。）を業として行う者は、商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る投資判断を一任する契約に係る商品投資受益権でなければ、その販売等をしてはならない。ただし、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第四十条第二項において同じ。）又は信託業務を兼営する金融機関が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者からの指図を受けないで行う商品投資に係る商品投資受益権及び投資運用業を行う者の運用財産の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用す

ることを内容とする契約に係る商品投資受益権については、この限りでない。

(財産の分別管理)

第三十四条 商品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者(商品投資契約の締結を業として行う者に限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該財産(運用財産に該当するものを除く。)を、自己の固有財産及び他の商品投資契約に基づいて出資された財産と分別して管理しなければならない。

(指示)

第三十五条 主務大臣は、商品投資契約の締結等を業として行う者が第三十三条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は商品投資受益権の販売等を業として行う者が第三十三条第二項の規定に違反した場合において、商品投資に係る事業の公正又は投資者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該商品投資契約の締結等又は商品投資受益権の販売等を業として行う者(以下この節及び第四十三条において「商品投資販売業者」という。)に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第三十六条 主務大臣は、商品投資販売業者が第三十三条若しくは第三十四条の規定に違反した場合において商品投資に係る事業の公正

若しくは投資者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき
、又は商品投資販売業者が前条の規定による指示に従わないときは
、当該商品投資販売業者に対し、六月以内の期間を定めてその業務
の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表
しなければならない。

(準用規定)

第三十七条 第三十条の規定は、商品投資販売業者について準用する
。

(削る)

(準用規定)

第四十三条 第十三条、第十四条、第十八条の二第一項、第二十条及
び第二十二條から第二十四條までの規定は、商品投資顧問業者につ
いて準用する。この場合において、第十八條の二第一項中「第十六
條若しくは第十七條」とあるのは「第三十五條、第三十六條若しく
は第三十八條」と、「前條第一項」とあるのは「第三十七條」と、
第二十三條中「商品投資契約等」とあり、「商品投資契約又は商品
投資販売契約等」とあり、並びに第二十四條第一号及び第二号中「
商品投資契約等」とあるのは「商品投資顧問契約」と読み替えるも
のとする。

(削る)

第三節 監督

第三章 雑則

(許可の取消し等に伴う業務の結了)

第三十八条 第十一条第二項の規定により第三条の許可が効力を失ったとき、又は第三十二条第一項の規定により第三条の許可が取り消されたときは、当該許可に係る商品投資顧問業者であった者又はその一般承継人は、当該商品投資顧問業者が締結した商品投資顧問契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお商品投資顧問業者とみなす。

(外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替

(準用規定)

第四十四条 第二章第三節の規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十八条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、同条第一号中「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第三十二条第二項第一号から第四号まで」と、「第三十条」とあるのは「第三条」と、同条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第八条第一項」と、同条第三号中「第四条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第四条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(新設)

(外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替

え等)

第三十九条 商品投資顧問業者が外国法人である場合において、当該商品投資顧問業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(商品投資顧問業の規制に関する規定の適用除外)

第四十条 第十六条から第二十二條まで、第二十六条及び第二十八條(第一号に係る部分に限る。)の規定は、商品投資顧問契約であつて、商品投資顧問業者が当該商品投資顧問契約の締結をする者(第十八條から第二十二條までの規定については、資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。)が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

2 | 前章第一節の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する金融機関並びに投資運用業を行う者(その運用財産の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。

え等)

第四十五条 商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が外国法人である場合において、当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(営業のために締結する商品投資契約等の適用除外)

第四十六条 第十六条から第十八條まで、第十八條の二(第四十三條において準用する場合を含む。)、第十九條、第二十二條から第二十四條まで(第四十三條において準用する場合を含む。)、第三十五條から第三十八條まで及び第四十二條(第一号に係る部分に限る。)の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品投資顧問契約の締結等をする者(第十六條から第十八條まで、第十八條の二(第四十三條において準用する場合を含む。))及び第三十五條から第三十八條までの規定については、資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。)が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

(新設)

）
（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用除外）
第四十一条 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第三
三条の規定は、商品投資顧問業者が海外商品市場における先物取引
の受託等を行う場合については、適用しない。

（削る）

）
（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用除外）
第四十七条 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第
三条の規定は、商品投資顧問業者が海外商品市場における先物取引
の受託等を行う場合については、適用しない。

（銀行、信託会社等の適用除外）

第四十八条 第二章の規定は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
）その他のこの法律以外の法律の規定でこれにより商品投資に係る
事業の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者と
して政令で定めるものについては、適用しない。

2 第三章の規定は、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一
項の免許を受けたものに限る。）及び信託業務を兼営する金融機関
並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定す
る投資信託委託業者（同条第四項に規定する証券投資信託の信託財
産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資によ
り運用する場合に限る。）については、適用しない。

（信託業法の適用除外）

第四十八条の二 信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う
商品投資受益権の販売等については、適用しない。

（削る）

(主務大臣等)

第四十二条 前章第一節における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は経済産業大臣とし、同章第二節における主務大臣は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣の発する命令とする。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

4 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの法律による農林水産大臣及び経済産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長（当該金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

(削る)

(主務大臣等)

第四十九条 第二章における主務大臣は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とし、第三章における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣の発する命令とする。

3 内閣総理大臣は、第二章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

4 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの法律による農林水産大臣及び経済産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長（当該金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

(協議等)

第五十条 この法律の規定により、商品投資販売業に関し、主務大臣が命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は第三条の許可の申請があつた場合における農林水産大臣又は経済産業大臣との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(財務大臣への資料提出等)

(財務大臣への資料提出等)

第四十三条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、商品投資販売業者に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）を定めることができる。

第四章 罰則

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の許可を受けずに商品投資顧問業を営んだ者
- 二 第十四条の規定に違反して、他人に商品投資顧問業を営ませた者

第五十条の二 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、商品投資販売業者に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条又は第三十条の許可を受けずに商品投資販売業又は商品投資顧問業を営んだ者
- 二 第十四条（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に商品投資販売業又は商品投資顧問業を営ませ

三 第二十八条第二号の規定に違反して、正当な根拠を有しない投資判断に基づく商品投資を行った者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者

二 第九条の規定に違反して、第五条第一項第六号に掲げる事項を変更し、又は資本金の額を減少した者

三 第十六条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

四 第十六条第二項の規定に違反して、不実のことを告げた者

五 第二十五条の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券

の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者
六 第二十六条の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

(削る)

た者

三 第四十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して、正当な根拠を有しない投資判断に基づく特定商品投資を行った者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項（第八条第二項及び第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者

二 第九条（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五条第一項第五号若しくは第三十一条第一項第五号に掲げる事項を変更し、又は資本金の額若しくは出資の総額を減少した者

(新設)

(新設)

(新設)

三 第二十二条（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

四 第二十三条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告

(削る)

(削る)

七 第二十八条第一号の規定に違反して、顧客を相手方として商品投資に係る取引を行った者

八 第三十二条第一項又は第三十六条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかった者

三 第十五条第二項の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

四 第十八条、第十九条又は第二十一条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

げた者

五 第二十三条第二項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不実のことを告げた者

六 第二十八条（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

七 第四十条の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

八 第四十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、顧客を相手方として特定商品投資に係る取引を行った者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(新設)

二 第十五条又は第三十四条第二項の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

三 第十六条、第十七条、第三十五条、第三十六条又は第三十八条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある

五 第二十条の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載のある報告書を交付した者

(削る)

(削る)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示しなかった者

三 第十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第二十三条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え

書面を交付した者

四 第十八条第一項又は第三十七条の規定に違反して、報告書を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載のある報告書を交付した者

五 第十八条第二項の規定に違反して、報告書若しくは電磁的記録を作成せず、又は同項に規定する事項を記載し若しくは記録しない報告書若しくは電磁的記録若しくは虚偽の記載若しくは記録のある報告書若しくは電磁的記録を作成した者

六 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかった者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示しなかった者

三 第十三条第二項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第十三条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第二十条（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは顧客の求めに応じて閲覧

置き、若しくは顧客に閲覧させた者

五| 第二十四条第二項の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者

六| 第二十九条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

七| 第三十条第一項(第三十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八| 第三十一条の規定による命令に違反した者

(削る)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

覽させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは顧客に閲覧させた者

(新設)

五| 第二十五条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

六| 第二十六条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七| 第二十七条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

八| 第三十九条第二項の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 第十一条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（第一百六十条関係）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一〇十七（略）</p> <p>十八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場（同条第十五項に規定する金融商品会員制法人が開設するものに限る。）又は商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第九項（定義）に規定する商品市場（同条第二項に規定する会員商品取引所が開設するものに限る。）の用に直接供されている土地等</p> <p>十九〇二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一〇十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項（定義）に規定する取引所有価証券市場（同条第十五項に規定する証券会員制法人が開設するものに限る。）商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第九項（定義）に規定する商品市場（同条第二項に規定する会員商品取引所が開設するものに限る。）又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場（同条第五項に規定する金融先物会員制法人が開設するものに限る。）の用に直接供されている土地等</p> <p>十九〇二十四（略）</p>

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第百六十一条関係）

改正案	現行
<p>（暴力的要求行為の禁止） 第九条（略） 一〇八（略） 九 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）に対してその者が拒絶しているにもかかわらず有価証券の信用取引（同法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下この号において同じ。）を行うことを要求し、又は金融商品取引業者に対して顧客が預託すべき金額その他の有価証券の信用取引を行う条件として当該金融商品取引業者が示している事項に反して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求すること。</p> <p>十〇十三（略） 十四 人に対し、購入した商品、購入した有価証券に表示される権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、若しくはこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等</p>	<p>（暴力的要求行為の禁止） 第九条（略） 一〇八（略） 九 証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号の外国証券会社をいう。以下この号において同じ。）に対してその者が拒絶しているにもかかわらず有価証券の信用取引（証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下この号において同じ。）を行うことを要求し、又は証券会社に対して顧客が預託すべき金額その他の有価証券の信用取引を行う条件として当該証券会社が示している事項に反して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求すること。</p> <p>十〇十三（略） 十四 人に対し、購入した商品、購入した有価証券に表示される権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、若しくはこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等</p>

の供与を要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指数（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第五項の商品指数をいう。）若しくは金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標（同項第一号に規定する金融商品の価格を除く。）の上昇若しくは下落により損失を被ったとして、損害賠償その他これに類する名目でみだりに金品等の供与を要求すること。

別表（第二条関係）

一〇七（略）

八 金融商品取引法第八章に規定する罪

九〇三十一（略）

（削る）

三二〇四四（略）

四十五 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第七章に規定する罪

四十六（略）

の供与を要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指数（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第五項の商品指数をいう。）若しくは有価証券指数（証券取引法第二条第二十一項の有価証券指数をいう。）若しくは有価証券店頭指数（証券取引法第二条第二十五項の有価証券店頭指数をいう。）の上昇若しくは下落により損失を被ったとして、損害賠償その他これに類する名目でみだりに金品等の供与を要求すること。

別表（第二条関係）

一〇七（略）

八 証券取引法第八章に規定する罪

九〇三十一（略）

三二 外国証券業者に関する法律第五章に規定する罪

三三〇四五（略）

四十六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第八章に規定する罪

四十七（略）

○ 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）（第百六十三条関係）

改正案	現行
<p>（資産等報告書の提出）</p> <p>第二条 国会議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>六～九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（資産等報告書の提出）</p> <p>第二条 国会議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金銭信託 金銭信託の元本の額</p> <p>六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（第六百六十四条関係）

改正案	現行
<p>(募集事項の通知等) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、協同組織金融機関が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の普通出資者及び優先出資者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。</p> <p>(募集優先出資の申込み) 第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定は、協同組織金融機関が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。</p> <p>5〜7 (略)</p>	<p>(募集事項の通知等) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、協同組織金融機関が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の普通出資者及び優先出資者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。</p> <p>(募集優先出資の申込み) 第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定は、協同組織金融機関が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。</p> <p>5〜7 (略)</p>

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（第百六十五条関係）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導</p> <p>七～十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに証券取引又は金融先物取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導</p> <p>七～十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（第六百六十六条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（掛金）</p> <p>第五十六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第六項まで、第三百三十九条第一項から第六項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、同法第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用</p>	<p>附則</p> <p>（掛金）</p> <p>第五十六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第六項まで、第三百三十九条第一項から第六項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、同法第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用</p>

者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第百六十七条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「<u>金融商品取引業者</u>」とは、<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者</u>であつて、<u>同法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金</u>にその会員として加入しているものをいう。</p> <p>5〜7 (略) 8 この法律において「<u>顧客債権</u>」とは、<u>金融商品取引業者の一般顧客</u>（<u>金融商品取引法第七十九条の二十第一項に規定する一般顧客をいう。</u>）が、<u>対象有価証券関連取引</u>（<u>同法第四十三条の二第一項第二号に規定する対象有価証券関連取引をいう。</u>）に基づき、<u>当該金融商品取引業者</u>に対して有する債権（<u>政令で定めるものを除く。</u>）をいう。</p> <p>9 この法律において「<u>監督庁</u>」とは、次に定める行政庁をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「<u>証券会社</u>」とは、<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者</u>に関する法律（<u>昭和四十六年法律第五号</u>）<u>第二条第二号に規定する外国証券会社</u>（以下「<u>外国証券会社</u>」）という。）であつて、<u>証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金</u>にその会員として加入しているものをいう。</p> <p>5〜7 (略) 8 この法律において「<u>顧客債権</u>」とは、<u>証券会社の一般顧客</u>（<u>証券取引法第七十九条の二十第一項に規定する一般顧客をいう。</u>）が、<u>証券業</u>（<u>証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。</u>以下この項において同じ。）又は<u>証券業に付随する業務</u>（<u>証券会社が証券取引法第三十四条第一項</u>（<u>外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第三十四条第一項</u>）により営む業務をいう。）に係る取引に基づき、<u>当該証券会社</u>に対して有する債権（<u>政令で定めるものを除く。</u>）をいう。</p> <p>9 この法律において「<u>監督庁</u>」とは、次に定める行政庁をいう。</p>

一 銀行、信用金庫、信用協同組合、金融商品取引業者、保険会社及び少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）については、内閣総理大臣とする。

二 (略)
10
12 (略)

(監督庁への通知)

第三百七十九条 (略)

2 金融商品取引業者について更生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(更生事件の通知の特例)

第三百八十三条の二 金融機関等及び金融商品取引業者に係る更生事件についての会社更生法第四十二条第二項（第三十一条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、知れている更生債権者等の数が千人以上であるものとみなす。

(届出期間を定める場合の特例)

第四百三条 裁判所は、金融商品取引業者について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十二条第一項の規定により定める更生債権等の届出をすべき期間について、投資者保護基金（金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資

一 銀行、信用金庫、信用協同組合、証券会社、保険会社及び少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）については、内閣総理大臣とする。

二 (略)
10
12 (略)

(監督庁への通知)

第三百七十九条 (略)

2 証券会社について更生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(更生事件の通知の特例)

第三百八十三条の二 金融機関等及び証券会社に係る更生事件についての会社更生法第四十二条第二項（第三十一条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、知れている更生債権者等の数が千人以上であるものとみなす。

(届出期間を定める場合の特例)

第四百三条 裁判所は、証券会社について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十二条第一項の規定により定める更生債権等の届出をすべき期間について、投資者保護基金（証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金で

者保護基金であつて、当該金融商品取引業者が加入しているものという。以下「基金」という。)の意見を聴かなければならない。

(包括的禁止命令に関する通知の特例)

第四百四条 金融商品取引業者について会社更生法第二十六条第一項(同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する決定があつた場合には、当該金融商品取引業者について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる顧客(顧客債権に係る債権者をいう。以下同じ。)に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

(更生手続開始の決定等に関する通知の特例)

第四百五条 金融商品取引業者について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である顧客に対しては、会社更生法第四十三条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

3 金融商品取引業者の更生手続において、第四百十一条第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合(同号に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。)又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定し

あつて、当該証券会社が加入しているものをいう。以下「基金」という。)の意見を聴かなければならない。

(包括的禁止命令に関する通知の特例)

第四百四条 証券会社について会社更生法第二十六条第一項(同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する決定があつた場合には、当該証券会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる顧客(顧客債権に係る債権者をいう。以下同じ。)に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

(更生手続開始の決定等に関する通知の特例)

第四百五条 証券会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である顧客に対しては、会社更生法第四十三条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

3 証券会社の更生手続において、第四百十一条第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合(同号に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。)又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合に

た場合においては、更生債権者である顧客であつて同法第三百三十八
条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四
十三条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第
四十四条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4 (略)

(事業の譲渡)

第四百六条 裁判所は、金融商品取引業者の更生手続において会社更
生法第四十六条第二項の許可をする場合には、基金の意見を聴かな
ければならない。

(財産状況報告集会)

第四百七条 金融商品取引業者の更生手続における会社更生法第八十
五条第一項に規定する関係人集会においては、裁判所は、基金から
、管財人の選任並びに当該金融商品取引業者の業務及び財産の管理
に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

(関係人集会の期日の通知)

第四百八条 裁判所書記官は、金融商品取引業者の更生手続において
、債権届出期間（会社更生法第三百三十八条第一項に規定する債権届
出期間をいう。以下この節において同じ。）の満了前に関係人集会
が招集された場合においては、基金に対し、当該関係人集会の期日
を通知しなければならない。ただし、同法第四十二条第二項の決定

においては、更生債権者である顧客であつて同法第三百三十八条第一
項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十三條第
五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第四十四條
第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4 (略)

(事業の譲渡)

第四百六条 裁判所は、証券会社の更生手続において会社更生法第四
十六条第二項の許可をする場合には、基金の意見を聴かなければな
らない。

(財産状況報告集会)

第四百七条 証券会社の更生手続における会社更生法第八十五条第一
項に規定する関係人集会においては、裁判所は、基金から、管財人
の選任並びに当該証券会社の業務及び財産の管理に関する事項につ
き、意見を聴かなければならない。

(関係人集会の期日の通知)

第四百八条 裁判所書記官は、証券会社の更生手続において、債権届
出期間（会社更生法第三百三十八条第一項に規定する債権届出期間を
いう。以下この節において同じ。）の満了前に関係人集会が招集さ
れた場合においては、基金に対し、当該関係人集会の期日を通知し
なければならない。ただし、同法第四十二条第二項の決定があつた

があったときは、この限りでない。

(更生債権者委員会)

第四百九条 基金が第四百十一条第一項の規定による顧客表の提出をする前における会社更生法第一百七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「更生債権者をもって」とあるのは「更生債権者(投資者保護基金(金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、更生会社が加入しているものをいう。以下この条において同じ。)を含む。)をもって」と、同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者(投資者保護基金を含む。)の申立て」とする。

2 (略)

(顧客表の作成及び縦覧等)

第四百十条 (略)

2~4 (略)

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、金融商品取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載

ときは、この限りでない。

(更生債権者委員会)

第四百九条 基金が第四百十一条第一項の規定による顧客表の提出をする前における会社更生法第一百七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「更生債権者をもって」とあるのは「更生債権者(投資者保護基金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、更生会社が加入しているものをいう。以下この条において同じ。)を含む。)をもって」と、同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者(投資者保護基金を含む。)の申立て」とする。

2 (略)

(顧客表の作成及び縦覧等)

第四百十条 (略)

2~4 (略)

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削

を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第四百十一条 (略)

2 4 (略)

5 金融商品取引業者の更生手続についての会社更生法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(監督庁への通知)

第四百四十八条 (略)

2 金融商品取引業者について再生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(再生事件の管轄、移送及び通知の特例)

第四百五十五条 金融機関及び金融商品取引業者に係る再生事件についての民事再生法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2 金融機関及び金融商品取引業者に係る再生事件についての民事再

除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第四百十一条 (略)

2 4 (略)

5 証券会社の更生手続についての会社更生法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(監督庁への通知)

第四百四十八条 (略)

2 証券会社について再生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(再生事件の管轄、移送及び通知の特例)

第四百五十五条 金融機関及び証券会社に係る再生事件についての民事再生法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2 金融機関及び証券会社に係る再生事件についての民事再生法第三

生法第三十四条第二項の規定の適用については、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

(届出期間を定める場合の特例)

第四百七十四条 裁判所は、金融商品取引業者について再生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、民事再生法第三十四条第一項の規定により定める再生債権の届出をすべき期間について、基金の意見を聴かなければならない。

(包括的禁止命令に関する通知の特例)

第四百七十五条 金融商品取引業者について民事再生法第二十八条第一項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する決定があった場合には、再生債権者である顧客に対しては、同法第二十八条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

(再生手続開始の決定等に関する通知の特例)

第四百七十六条 金融商品取引業者について再生手続開始の決定をしたときは、再生債権者である顧客に対しては、民事再生法第三十五条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

3 金融商品取引業者の再生手続において、第四百八十条第一項の規

定は、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

(届出期間を定める場合の特例)

第四百七十四条 裁判所は、証券会社について再生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、民事再生法第三十四条第一項の規定により定める再生債権の届出をすべき期間について、基金の意見を聴かなければならない。

(包括的禁止命令に関する通知の特例)

第四百七十五条 証券会社について民事再生法第二十八条第一項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する決定があった場合には、再生債権者である顧客に対しては、同法第二十八条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

(再生手続開始の決定等に関する通知の特例)

第四百七十六条 証券会社について再生手続開始の決定をしたときは、再生債権者である顧客に対しては、民事再生法第三十五条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

3 証券会社の再生手続において、第四百八十条第一項の規定による

定による顧客表の提出があるまでに、民事再生法第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間に変更を生じた場合又は再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、再生債権者である顧客であつて同法第九十四条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十五条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文の規定による通知をすることを要しない。

4 (略)

(債権者集会の期日の通知)

第四百七十七条 裁判所書記官は、金融商品取引業者の再生手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集会の期日を知なければならない。ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があつたときは、この限りでない。

(債権者委員会)

第四百七十八条 基金が第四百八十条第一項の規定による顧客表の提出をする前における民事再生法第一百七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもつて」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、再生債務者が加入しているものをいう。以下この条において

顧客表の提出があるまでに、民事再生法第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間に変更を生じた場合又は再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、再生債権者である顧客であつて同法第九十四条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十五条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文の規定による通知をすることを要しない。

4 (略)

(債権者集会の期日の通知)

第四百七十七条 裁判所書記官は、証券会社の再生手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集会の期日を知なければならない。ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があつたときは、この限りでない。

(債権者委員会)

第四百七十八条 基金が第四百八十条第一項の規定による顧客表の提出をする前における民事再生法第一百七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもつて」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、再生債務者が加入しているものをいう。以下この条において同

て同じ。)を含む。)をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者(投資者保護基金を含む。)の申立て」とする。

2 (略)

(顧客表の作成及び縦覧等)

第四百七十九条 (略)

2 4 (略)

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、金融商品取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第四百八十条 (略)

2 4 (略)

5 金融商品取引業者の再生手続についての民事再生法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律

じ。)を含む。)をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者(投資者保護基金を含む。)の申立て」とする。

2 (略)

(顧客表の作成及び縦覧等)

第四百七十九条 (略)

2 4 (略)

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第四百八十条 (略)

2 4 (略)

5 証券会社の再生手続についての民事再生法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律において

において準用する他の法律を含む。)及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(破産手続開始の申立て等)

第四百九十条 監督庁は、金融機関、金融商品取引業者、保険会社及び少額短期保険業者(以下この節において「金融機関等」という。)に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 (略)

3 監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者の破産手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4 (略)

(届出期間を定める場合の特例)

第五百十四条 裁判所は、金融商品取引業者について破産手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、破産法第三十一条第一項第一号の規定により定める破産債権の届出をすべき期間について、基金の意見を聴かなければならない。

(包括的禁止命令に関する通知の特例)

第五百十五条 金融商品取引業者について破産法第二十六条第一項(

準用する他の法律を含む。)及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(破産手続開始の申立て等)

第四百九十条 監督庁は、金融機関、証券会社、保険会社及び少額短期保険業者(以下この節において「金融機関等」という。)に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 (略)

3 監督庁は、第一項の規定により証券会社の破産手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4 (略)

(届出期間を定める場合の特例)

第五百十四条 裁判所は、証券会社について破産手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、破産法第三十一条第一項第一号の規定により定める破産債権の届出をすべき期間について、基金の意見を聴かなければならない。

(包括的禁止命令に関する通知の特例)

第五百十五条 証券会社について破産法第二十六条第一項(同法第三

同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があつた場合には、顧客に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

(破産手続開始の決定等に関する通知の特例)

第五百十六条 金融商品取引業者については破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である顧客に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

3 金融商品取引業者の破産手続において、第五百二十一条第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあつては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である顧客であつて同法百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4 (略)

(債権者集会の期日の通知)

十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があつた場合には、顧客に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

(破産手続開始の決定等に関する通知の特例)

第五百十六条 証券会社については破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である顧客に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2 (略)

3 証券会社の破産手続において、第五百二十一条第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあつては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である顧客であつて同法百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4 (略)

(債権者集会の期日の通知)

第五百十八条 裁判所書記官は、金融商品取引業者の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集會が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集會の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があつたときは、この限りでない。

(債権者委員会)

第五百十九条 基金が第五百二十二条第一項の規定による顧客表の提出をする前における破産法第四百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもつて」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもつて」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2 (略)

(顧客表の作成及び縦覧等)

第五百二十条 (略)

2～5 (略)

6 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権に

第五百十八条 裁判所書記官は、証券会社の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集會が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集會の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があつたときは、この限りでない。

(債権者委員会)

第五百十九条 基金が第五百二十二条第一項の規定による顧客表の提出をする前における破産法第四百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもつて」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもつて」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2 (略)

(顧客表の作成及び縦覧等)

第五百二十条 (略)

2～5 (略)

6 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権に

ついて、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、金融商品取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第五百二十一条 (略)

2～4 (略)

5 金融商品取引業者の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

ついて、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第五百二十一条 (略)

2～4 (略)

5 証券会社の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（第百六十八条関係）

改正案	現行
<p>（投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号（第九号及び第十四号を除く。）に掲げる有価証券（同項第一号から第八号まで、第十号から第十三号まで及び第十五号から第二十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有</p> <p>四（十二）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号（第六号及び第七号の五を除く。）に掲げる有価証券（同項第一号から第五号の三まで、第七号から第七号の四まで及び第八号から第十号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有</p> <p>四（十二）（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第百六十九條關係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～9 (略) 10 この法律において「特定約束手形」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第十五号</u>に掲げる約束手形であつて、特定目的会社が第二百五条の規定により発行するものをいう。 11～18 (略) (募集優先出資の申込み) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法<u>第二条第十項</u>に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。 5～10 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～9 (略) 10 この法律において「特定約束手形」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第八号</u>に掲げる約束手形であつて、特定目的会社が第二百五条の規定により発行するものをいう。 11～18 (略) (募集優先出資の申込み) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法<u>第二条第十項</u>に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。 5～10 (略)</p>

(取締役の資格)

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一〜四 (略)

五 この法律、金融商品取引法、会社法、中間法人法（平成十三年法律第四十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八條若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第

(取締役の資格)

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一〜四 (略)

五 この法律、証券取引法、会社法、中間法人法（平成十三年法律第四十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八條若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八

二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

六〇十（略）

2（略）

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第四百四条（略）

2〇7（略）

8 金融商品取引法第二十四条第五項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない特定目的会社については、前三項の規定は、適用しない。

（募集特定社債の申込み）

第二百二十二条（略）

2・3（略）

条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

六〇十（略）

2（略）

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第四百四条（略）

2〇7（略）

8 証券取引法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない特定目的会社については、前三項の規定は、適用しない。

（募集特定社債の申込み）

第二百二十二条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 5 (略)

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第九十九条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い特定資産を譲り受けようとする場合において、その譲受けに係る契約書に、当該特定資産の譲渡人が、当該特定資産に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書その他の内閣府令において規定する書類をいう。以下同じ。）に記載すべき重要な事項につき、譲受人たる当該特定目的会社に告知する義務を有する旨の記載がないときは、当該特定資産を譲り受けてはならない。

(約束手形の発行)

第二百五条 特定目的会社は、金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる約束手形（第二号において「特定手形」という。）については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一・二 (略)

4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 5 (略)

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第九十九条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い特定資産を譲り受けようとする場合において、その譲受けに係る契約書に、当該特定資産の譲渡人が、当該特定資産に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等（証券取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書その他の内閣府令において規定する書類をいう。以下同じ。）に記載すべき重要な事項につき、譲受人たる当該特定目的会社に告知する義務を有する旨の記載がないときは、当該特定資産を譲り受けてはならない。

(約束手形の発行)

第二百五条 特定目的会社は、証券取引法第二条第八号に掲げる約束手形（第二号において「特定手形」という。）については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一・二 (略)

(資産対応証券の募集等の制限)

第二百七条 特定目的会社の取締役又は使用人は、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下この編において同じ。)の取扱いについて次条第二項の規定による届出が行われたときは、当該資産対応証券の募集等に係る事務を行ってはならない。

第二百八条 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人(当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。)が特定目的会社の発行する資産対応証券(特定短期社債及び特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。)の募集等に関する事務を受託した者である場合における金融商品取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二条第八項第九号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 (略)

(資産対応証券の募集等に関する金融商品取引法等の準用)

第二百九条 金融商品取引法第三十六条(顧客に対する誠実義務)、第三十七条第一項(第二号を除く。)及び第二項(広告等の規制)、第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。)及び第二項

(資産対応証券の募集等の制限)

第二百七条 特定目的会社の取締役又は使用人は、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下この編において同じ。)に係る事務を行ってはならない。

第二百八条 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人(当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。)が特定目的会社の発行する資産対応証券(特定短期社債及び特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。)の募集等に関する事務を受託した者である場合における証券取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二条第八項第六号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 (略)

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に関する証券取引法等の準用)

第二百九条 第二百七条から第二百十九条まで並びに証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条並びに第四十五条の規定

(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の四(契約締結時等の書面の交付)、第三十八条(禁止行為)、第三十九条(損失補てん等の禁止)、第四十条(適合性の原則等)、第四十四条の三第一項(第三号を除く。)(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)、第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 | 第二百七条から第二百九条までの規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二百七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九条第一項において準用する金融商品取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(受益権の譲渡)

第二百三十三条 特定目的信託の受益権は、譲渡することができる。ただし、記名式の受益証券をもって表示される受益権については、特定目的信託契約において適格機関投資家(金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。)以外の者への譲渡を制限することを妨げない。

は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二百七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九条において準用する証券取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「証券取引法第四十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(受益権の譲渡)

第二百三十三条 特定目的信託の受益権は、譲渡することができる。ただし、記名式の受益証券をもって表示される受益権については、特定目的信託契約において適格機関投資家(証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。)以外の者への譲渡を制限することを妨げない。

(受益証券の引受け)

第二百八十五条 受託信託会社等は、固有財産により金融商品取引法第二条第八項第六号の行為を行った場合において、受益証券の全部を取得したときは、これを相当の時期に処分しなければならない。

(受益証券の募集等)

第二百八十六条 第二百八条第二項及び第二百九条の規定は、原委託者が行う受益証券の募集等(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。次項において同じ。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 (略)

(権限の委任等)

第二百九十条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第二百九条第二項において準用する第二百七条第一項の規定による権限(資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

二 第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第二項にお

(受益証券の引受け)

第二百八十五条 受託信託会社等は、固有財産により証券取引法第二条第八項第四号の行為を行った場合において、受益証券の全部を取得したときは、これを相当の時期に処分しなければならない。

(受益証券の募集等)

第二百八十六条 第二百八条第二項及び第二百九条の規定は、原委託者が行う受益証券の募集等(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。次項において同じ。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 (略)

(権限の委任等)

第二百九十条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第二百九条において準用する第二百七条第一項の規定による権限(資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

二 第二百八十六条第一項において準用する第二百九条において準

いて準用する第二百七十七条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二百七十七条第一項（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4～7 （略）

第二百九十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～八 （略）

九 第二百九条第一項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

十～十二 （略）

第二百九十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

用する第二百七十七条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二百七十七条第一項（第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4～7 （略）

第二百九十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～八 （略）

九 第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する証券取引法第四十二条の二第一項の規定に違反したとき。

十～十二 （略）

第二百九十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第二百十九条（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。））の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第二百九十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 （略）

三 第二百七条第一項（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、第二百七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二百九十七条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百九条第一項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。

二 第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十九条

二 第二百十九条（第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第二百九十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 （略）

三 第二百七条第一項（第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、第二百七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二百九十七条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する証券取引法第四十二条の第二項の規定に違反したとき。

二 第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の第五項

第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百九十八条 第二百十八条（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三百条 第二百九条第一項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百九十八条 第二百十八条（第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三百条 第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による報告書の交付をせず、又は虚偽の記載をした報告書の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）（第七十一条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得の申込みの勧誘（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第三項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘（附則第四条において「取得の申込みの勧誘等」という。）を開始した新有価証券（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項各号に掲げる権利（第一条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項各号に掲げる権利を除く。）をいう。附則第十一条において同じ。）については、新金融商品取引法第二章の規定は、適用しない。</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>2 施行日前に発行された旧投信法第五条第一項に規定する受益証券に係る旧投信法第二条第一項に規定する証券投資信託につき、施行</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得の申込みの勧誘（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第三項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘（附則第四条において「取得の申込みの勧誘等」という。）を開始した新有価証券（新証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項各号に掲げる権利（第一条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項各号に掲げる権利を除く。）をいう。附則第十一条において同じ。）については、新証券取引法第二章の規定は、適用しない。</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>2 施行日前に発行された旧投信法第五条第一項に規定する受益証券に係る旧投信法第二条第一項に規定する証券投資信託につき、施行</p>

日以後にその委託者が運用の指図に係る権限の全部又は一部を新投
信法第二条第一項に規定する政令で定める者に対し委託しようとするときは、当該委託者がその運用の指図に係る権限の委託をする者の商号又は名称及び所在の場所並びに当該委託に係る費用を当該委託者における公告の方法により公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該証券投資信託に係る知れている受益者に対して交付しなければならぬ。

3
(略)

日以後にその委託者が運用の指図に係る権限の全部又は一部を新投
信法第二条第一項に規定する政令で定める者に対し委託しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該委託者がその運用の指図に係る権限の委託をする者の商号又は名称及び所在の場所並びに当該委託に係る費用を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該証券投資信託に係る知られたる受益者に対して交付しなければならぬ。

3
(略)

○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）（第七十二条関係）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定金融取引」とは、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。</u>）における相場その他の指標に係る変動、市場間の格差等（以下この項において「金利変動等」という。）に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他の金利変動等を利用して行われる取引のうち、<u>同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引その他の内閣府令で定めるもの</u>をいう。</p> <p>2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</u></p> <p>三（略）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定金融取引」とは、金利、通貨の価格、<u>有価証券市場における相場その他の指標に係る変動、市場間の格差等（以下この項において「金利変動等」という。）</u>に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他の金利変動等を利用して行われる取引のうち、<u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引その他の内閣府令で定めるもの</u>をいう。</p> <p>2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>証券取引法第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に掲げる外国証券会社</u></p> <p>三（略）</p> <p>3～6（略）</p>

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第七十三条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は外国会社が有する当該資産（以下「流動化資産」という。）である金銭債権</p> <p>イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行</p> <p>その債務の履行</p> <p>ロ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は外国会社が有する当該資産（以下「流動化資産」という。）である金銭債権</p> <p>イ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行</p> <p>その債務の履行</p> <p>ロ 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性</p>

価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

ハ（略）

ニ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ホ（略）

十三（略）

2・3（略）

質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

ハ（略）

ニ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ホ（略）

十三（略）

2・3（略）

○ 預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第百三十三号）（第百七十四条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十一条（略） 2～9（略）</p> <p>10 新会社が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この項において同じ。）は、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券に該当しないものとみなす。ただし、新会社が発行する有価証券（特別合併の際に発行するものを除く。）が特別合併後新たに同項各号に掲げる有価証券に該当することとなったときは、この限りでない。</p> <p>11～13（略）</p>	<p>附則</p> <p>第十一条（略） 2～9（略）</p> <p>10 新会社が発行する有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この項において同じ。）は、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券に該当しないものとみなす。ただし、新会社が発行する有価証券（特別合併の際に発行するものを除く。）が特別合併後新たに同項各号に掲げる有価証券に該当することとなったときは、この限りでない。</p> <p>11～13（略）</p>

○ 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（第一百七十五条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 (略)</p> <p>五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二十三条</u>に規定する登録投資法人</p> <p>六 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからホまでに</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 (略)</p> <p>五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二十項</u>に規定する登録投資法人</p> <p>六 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからホまでに</p>

定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）

イ 金融商品取引法第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

ロ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

ハ（略）

ニ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ホ（略）

定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）

イ 証券取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

ロ 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

ハ（略）

ニ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ホ（略）

○ 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（第一百七十六条関係）

改正案	現行
<p>（借入金及び国際協力銀行債券） 第四十五条（略）</p> <p>2510（略）</p> <p>11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託業者又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>12 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>13（略）</p>	<p>（借入金及び国際協力銀行債券） 第四十五条（略）</p> <p>2510（略）</p> <p>11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託業者又は証券業者に委託することができる。</p> <p>12 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は証券業者について準用する。</p> <p>13（略）</p>

○ 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（第百七十七条関係）

改正案	現行
<p>（日本政策投資銀行債券の発行） 第四十三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 日本政策投資銀行は、銀行債券の発行、償還、利子の支払その他の銀行債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行その他の金融機関、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者に委託することができる。</p> <p>8（略）</p>	<p>（日本政策投資銀行債券の発行） 第四十三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 日本政策投資銀行は、銀行債券の発行、償還、利子の支払その他の銀行債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行その他の金融機関、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>8（略）</p>

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（第七十八号関係）

改正案	現行
<p>別表第二（第二条、第十三条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第五十条ノ四（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十九条の六第一号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十九条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第一百十二条の三（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第十条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p>	<p>別表第二（第二条、第十三条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八条第十号（内部者取引）又は第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

九	(略)
十	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三 条第六号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪
十一	・十二 (略)
十三	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十条の 四の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪
十四	・十五 (略)
十六	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五 条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪
十七	(略)
十八	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第百条の四 の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪
十九	・二十 (略)
二十四	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十三條の二の 二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪
二十五	(略)
二十六	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十 三条第五号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪
二十七	保険業法(平成七年法律第百五号)第三百十七條の二第二 号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪
二十八	(略)
二十九	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十九条 の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

三	(略)
(新設)	
四	・五 (略)
(新設)	
六	・七 (略)
(新設)	
八	(略)
(新設)	
九	・十三 (略)
(新設)	
十四	(略)
(新設)	
(新設)	
十五	(略)
(新設)	

<p>三十 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第九十四条第七号 （損失補てんに係る利益の收受等）の罪</p> <p>三十一 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>十六 （略）</p>
---	---------------------------

改正案	現行
<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第二百二十条の二（略） 2～5（略） 6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第九十九条第十七項に規定する投資法人債 四・五（略）</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第二百二十条の二（略） 2～5（略） 6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第九十九条第二十四項に規定する投資法人債 四・五（略）</p>

○ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（第百八十一条関係）

改正案	現行
<p>（証券取引法の一部改正） 第三十五条（略）</p> <p>2 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号） 〔第三条の規定による改正後の金融商品取引法第二条第一項第四号、第八号、第十九号及び第二十号の規定の適用については、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百二十九条に規定する旧特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券は、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定により設立された特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券とみなす。〕</p>	<p>（証券取引法の一部改正） 第三十五条（略）</p> <p>2 前項の規定による改正後の証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第十号の二及び第十号の三の規定の適用については、旧特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券は、それぞれ新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券とみなす。</p>

○ 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（第百八十二条関係）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項等及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかつたこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めることにより、顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明すべき事項及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかつたことにより当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めることにより、顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が特定権利（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。第六号イ、ハ及びニにおいて同じ。）であるものを除く。）の委託者との</p>

締結

四 (略)

五 有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいい、同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するものを除く。）

イ 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利

(削る)

(削る)

ロ 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利であるものを除く。）

(削る)

四 (略)

五 有価証券（証券取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに同条第二十項に規定する有価証券先物取引（第九号において「有価証券先物取引」という。）及び同条第二十四項に規定する有価証券先物取引（第十号において「有価証券先物取引」という。）に該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するものを除く。）

イ 信託の受益権（特定権利であるもの及びハに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

ハ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第十六号）第二条第三項に規定する商品投資受益権（特定権利であるものを除く。）

ニ 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権（特定権利であるものを除く。）

七 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定す

る商品投資契約の締結

七| (略)

八| 金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ

取引若しくは同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

九| 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

(削る)

十| 十一| (略)

2 | 4 (略)

(金融商品販売業者等の説明義務)

第三条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

八| (略)

(新設)

九| 有価証券先物取引、証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引、同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等又はこれらの取引の取次ぎ

十| 有価証券先物取引、証券取引法第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先物取引、同条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引、同条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引若しくは金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引又はこれらの取引の取次ぎ

十一| 十二| (略)

2 | 4 (略)

(金融商品販売業者等の説明義務)

第三条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

- 一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
 - イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
 - ロ 当該指標
 - ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうち重要な部分
- 二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
 - イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
 - ロ 当該指標
 - ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- 三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
 - イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
 - ロ 当該者

- 一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該指標
- 二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該者
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該事由
- 四 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本
欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取
引の仕組みのうちの重要な部分

四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その
他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本
を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該者

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初
元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の
販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売に
ついて顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政
令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあ
るときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じ
させる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な
部分

六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売に
ついて顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政
令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ず

るおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずる

おそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みの
うちの重要な部分

七 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる
期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすること
ができる期間の制限があるときは、その旨

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品
の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解され
るために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 第一項第一号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権利であつて政令で定めるもの（以下この項及び第六条第二項において「金銭相当物」という。）がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）が、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得することとなる者がある場合にあつては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金

（新設）

2 前項第一号から第三号までの「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権利であつて政令で定めるもの（以下この項及び第五条第二項において「金銭相当物」という。）がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）が、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得することとなる者がある場合にあつては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金

なる金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の物又は権利がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭以外の物又は権利の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）を上回ることとなるおそれという。

4 第一項第二号、第四号及び第六号の「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該金融商品の販売（前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の物又は権利がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭以外の物又は権利の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）を上回ることとなるおそれがあることをいう。

（新設）

四 前三号に準ずるものとして政令で定めるもの

5 第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する契約の内容

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあつては、当該規定に規定する金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 前条第一項第六号イに掲げる行為にあつては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号ロに掲げる行為にあつては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

五 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する取引の仕組み

六 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあつては、政令で定める事項

6 (略)

7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(新設)

3 (略)

4 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第九条第一項において「特定顧客」という。）である場合

二 (略)

(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下「断定的判断の提供等」という。）を行ってはならない。

(金融商品販売業者等の損害賠償責任)

第五条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第三条の規定により重要な事項について説明をしなければならぬ場合において当該重要事項について説明をしなかったとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

(損害の額の推定)

第六条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしな

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第八条第一項において「特定顧客」という。）である場合

二 (略)

(新設)

(金融商品販売業者等の損害賠償責任)

第四条 金融商品販売業者等は、顧客に対し前条の規定により重要な事項について説明をしなければならぬ場合において、当該重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

(損害の額の推定)

第五条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしな

<p>つたこと又は断定的判断の提供等を行ったことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(民法の適用)</p> <p>第七条 重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行ったことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。</p>	<p>つたことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(民法の適用)</p> <p>第六条 重要事項について説明をしなかつたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。</p>
<p>第八条 (略)</p> <p>(勧誘方針の策定等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第十条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>(勧誘方針の策定等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第九条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業主が第六十五条第一項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）及び事業主が同条第二項の規定により投資一任契約（<u>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>第二条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結した<u>金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下「契約金融商品取引業者」という。）</u>の名称及び住所</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>（掛金の納付）</p> <p>第五十六条 （略）</p> <p>2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて<u>金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にあっては、当該基金の</u></p>	<p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業主が第六十五条第一項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）及び事業主が同条第二項の規定により投資一任契約（<u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）</u>第二条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結した<u>投資顧問業者（同条第三項に規定する者をいう。以下「契約投資顧問業者」という。）</u>の名称及び住所</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>（掛金の納付）</p> <p>第五十六条 （略）</p> <p>2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて<u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>第二条第十六項に規定する<u>証券取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合</u></p>

同意を得たときに限る。

3 (略)

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

第六十五条 (略)

2 事業主は、前項第一号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、政令で定めるところにより、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）と投資一任契約を締結することができる。

3 第一項各号に規定する者又は前項に規定する金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、資産管理運用契約（第一項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は前項の規定により締結される投資一任契約をいう。以下同じ。）の締結を拒絶してはならない。

4・5 (略)

(基金の積立金の運用に関する契約)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

にあつては、当該基金の同意を得たときに限る。

3 (略)

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

第六十五条 (略)

2 事業主は、前項第一号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、政令で定めるところにより、投資顧問業者と投資一任契約を締結することができる。

3 第一項各号に規定する者又は前項に規定する投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、資産管理運用契約（第一項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は前項の規定により締結される投資一任契約をいう。以下同じ。）の締結を拒絶してはならない。

4・5 (略)

(基金の積立金の運用に関する契約)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

4 基金は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、金融機関又は金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）その他の政令で定めるもの（次項において「金融機関等」という。）を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他の政令で定める方法により積立金を運用することができる。

5 (略)

(資産管理運用機関の行為準則)

第七十一条 資産管理運用機関（契約金融商品取引業者を含む。）は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)
第百十四条 (略)

2 (略)

3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に依りて、政令で定める単位ごとに、金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。）の変動と一致するように運用することができるように組み合わせられたものであることその他の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければならない。

4 基金は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、金融機関又は証券会社その他の政令で定めるもの（次項において「金融機関等」という。）を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他の政令で定める方法により積立金を運用することができる。

5 (略)

(資産管理運用機関の行為準則)

第七十一条 資産管理運用機関（契約投資顧問業者を含む。）は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)
第百十四条 (略)

2 (略)

3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に依りて、政令で定める単位ごとに、証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数の変動と一致するように運用することができるように組み合わせられたものであることその他の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければならない。

4
5
6

(略)

4
5
6

(略)

○ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第百八十五条関係）

改正案	現行
<p>（業務規程） 第十一条（略）</p> <p>2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十四号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項又は第百十条第三項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。</p> <p>（口座管理機関の口座の開設） 第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定</p>	<p>（業務規程） 第十一条（略）</p> <p>2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項又は第百十条第三項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。</p> <p>（口座管理機関の口座の開設） 第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定</p>

めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する一種金融商品取引業を行う者に限る。）

（削る）

二〇〇四（略）

2（略）

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第八条第二項及び第三項、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社

二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条
第二号に規定する外国証券会社

三〇〇五（略）

2（略）

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第八条第二項及び第三項、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第九十五 条第八項
(略)	8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
(略)	8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 9 振替機関が、その機関口座の機関保有欄又は機関質権欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の振替国債について、特定の金額につき加入者の口座への振替を行う旨を決定した場合には、振替機関は、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。 一 機関口座の当該決定に係る欄における銘柄の振替国債の金額についての減額の記載又は記録 二 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄又は質権欄における前号の金額についての増額の記載又は記録 三 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当
(略)	第九十五 条第八項
(略)	8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
(略)	8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 9 振替機関が、その機関口座の機関保有欄又は機関質権欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の振替国債について、特定の金額につき加入者の口座への振替を行う旨を決定した場合には、振替機関は、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。 一 機関口座の当該決定に係る欄における銘柄の振替国債の金額についての減額の記載又は記録 二 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄又は質権欄における前号の金額についての増額の記載又は記録 三 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当

該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における第一号の金額についての増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する当該振替において増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額、振替先口座並びに当該口座において増額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別についての通知

10

前項第三号の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の当該通知に係る欄における前項第一号の金額についての増額の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該口座の加入者の上位機関であるものの口座の

該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における第一号の金額についての増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する当該振替において増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額、振替先口座並びに当該口座において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別についての通知

10

前項第三号の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の当該通知に係る欄における前項第一号の金額についての増額の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該口座の加入者の上位機関であるものの口座の

(略)	(略)	顧客口座における前項第一号の金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第三号の規定により通知を受けた事項の通知
(略)	(略)	11 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替機関等の加入者保護信託への負担金の支払)

第六十二条 振替機関等（第四十四条第一項第十四号に掲げる者を除く。第六十四条第一項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、加入者保護信託の信託財産とするための金銭（以下この節において「負担金」という。）を、受託者に対して支払わなければならない。

2 (略)

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第一百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十

(略)	(略)	顧客口座における前項第一号の金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第三号の規定により通知を受けた事項の通知
(略)	(略)	11 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替機関等の加入者保護信託への負担金の支払)

第六十二条 振替機関等（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。第六十四条第一項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、加入者保護信託の信託財産とするための金銭（以下この節において「負担金」という。）を、受託者に対して支払わなければならない。

2 (略)

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第一百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並び

六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。)は、投資法人債(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債(第八十三条において「短期社債」という。)	投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
第六十七条 条第一項	社債券	投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資法人債券をいう。以下同じ。)
(略)	(略)	(略)

(投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十一条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項並びに第四節(第八十四条第二項及び第八十五条第一項を除く。))の規定を除く。)及び第百十四条

に第八十六条の三の規定を除く。)は、投資法人債(投資信託及び投資法人に関する法律第二十四条に規定する投資法人債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)	(新設)	(新設)
第六十七条 条第一項	社債券	投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する投資法人債券をいう。以下同じ。)
(略)	(略)	(略)

(投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十一条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項並びに第四節(第八十四条第二項及び第八十五条第一項を除く。))の規定を除く。)及び第百十四条

第二項の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第二号	発行の決定	(略)	投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）
第六十七条第一項	社債券	(略)	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）
第八十四条第二項	社債原簿	(略)	受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第八十六条に規定する受益権原簿をいう。）

第二項の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する受益権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第二号	発行の決定	(略)	投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第五条第一項又は第四十九条第四第一項に規定する投資信託約款をいう。）
第六十七条第一項	社債券	(略)	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第十条第二項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）
第八十四条第二項	社債原簿	(略)	受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第五条第七項において読み替えて準用する信託法第八十六条に規定する受益権原簿をいう。）

第八十五条第 一項	会社法第七百二十三 条第一項	投資信託及び投資法人に關す る法律第十七条第六項
(略)	(略)	(略)

(主務大臣及び主務省令)

第三百三十五条 (略)

2 第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、第四十四条

第一項第十四号、第四十七条第一項及び第二項、同条第三項におい
第三十一条第一項、第二項及び第四項、第五十五条第二項、第五十
七条、第五十八条、第五十九条第四項並びに第六十三条第二項にお
ける主務大臣は、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

3〜7 (略)

附則

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資法人債であつ
て、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとす
る旨を決定したもの(次項において「特例投資法人債」という。)
のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、
振替投資法人債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五
章、第一百十三条、第一百十四条、第一百五十五条において準用する第六十
六条各号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一

第八十五条第 一項	会社法第七百二十三 条第一項	投資信託及び投資法人に關す る法律第三十条第六項
(略)	(略)	(略)

(主務大臣及び主務省令)

第三百三十五条 (略)

2 第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、第四十四条

第一項第十五号、第四十七条第一項及び第二項、同条第三項におい
第三十一条第一項、第二項及び第四項、第五十五条第二項、第五十
七条、第五十八条、第五十九条第四項並びに第六十三条第二項にお
ける主務大臣は、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

3〜7 (略)

附則

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資法人債であつ
て、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとす
る旨を決定したもの(次項において「特例投資法人債」という。)
のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、
振替投資法人債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五
章、第一百十三条、第一百十四条、第一百五十五条において準用する第六十
六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第

号口及びハを除く。)、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十七条並びに第一百七十七条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表 略)

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例投資法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条第十八項に規定する投資法人債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。)」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受入終了日までに設定された投資信託受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。)の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」と

一号口及びハを除く。)、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十七条並びに第一百七十七条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表 略)

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例投資法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条第二十五項に規定する投資法人債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。)」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受入終了日までに設定された投資信託受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。)の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受

いう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権(第二百二十一条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受益権をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第一百三十条から第二百二十条まで、第二百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。)、第八十七条及び第一百四十二条並びに第二百二十二条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十四条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表 略)

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「口数」と、同項第二号中「社債券」とあるのは「受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。)」と、附則第十四条第二項本文中「社債券(弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。)」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額

益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権(第二百二十一条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受益権をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第一百三十条から第二百二十条まで、第二百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。)、第八十七条及び第一百四十二条並びに第二百二十二条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十四条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表 略)

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「口数」と、同項第二号中「社債券」とあるのは「受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。)」と、附則第十四条第二項本文中「社債券(弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。)」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金

の増額」とあるのは「口数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「口数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社（同条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下この条において同じ。）が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託会社が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第十七条第二項の規定の適用については、同項中「知れている受益者」とあるのは、「知れている受益者（その特例投資信託受益権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、投資信託及び投資法人に関する法律の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託会社に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）とする。委託者非指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財

額の増額」とあるのは「口数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「口数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者（同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。）が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「知れている受益者」とあるのは、「知れている受益者（その特例投資信託受益権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、投資信託及び投資法人に関する法律の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）とする。委託者非指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財

産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第五十四条第一項において準用する同法第十七条第二項の規定の適用についても、同様とする。

産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条第二項の規定の適用についても、同様とする。

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（第百八十六条関係）

改正案	現行
<p>第百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること（当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項</u>に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。）。</p> <p>七 （略）</p>	<p>第百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること（当該確定拠出年金運営管理機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）<u>第二条第三項</u>に規定する投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。）。</p> <p>七 （略）</p>

○ 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律百二十九号)(第百八十七条関係)

改 正 案	現 行
<p>(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十九条 商法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)第三条の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条において「<u>新金融商品取引法</u>」)という。)の規定を適用する。</p> <p>2 商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、<u>新金融商品取引法</u>の規定を適用する。</p> <p>3 前項の新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十一条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、<u>新金融商品取引法</u>の規定を適用する。</p>	<p>(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十九条 商法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法(以下この条において「<u>新証券取引法</u>」)という。)の規定を適用する。</p> <p>2 商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、<u>新証券取引法</u>の規定を適用する。</p> <p>3 前項の新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十一条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、<u>新証券取引法</u>の規定を適用する。</p>

○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）（第百八十八条関係）

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第三十四条 機構は、第五条に規定する目的を達成するため、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会員からの株式の買取り等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第三十四条 機構は、第五条に規定する目的を達成するため、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会員からの株式の買取り等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。</p> <p>4 (略)</p>

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）（第百八十九条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十九 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者</p> <p>二十 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p> <p>二十一 削除</p> <p>二十二・二十三 (略)</p> <p>二十四 削除</p> <p>二十五 (略)</p> <p>二十六 削除</p> <p>二十七 削除</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>一〇七の二 (略)</p> <p>一〇八 証券会社</p> <p>十九 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社</p> <p>二十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>二十一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者</p> <p>二十二・二十三 (略)</p> <p>二十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者</p> <p>二十五 (略)</p> <p>二十六 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者</p> <p>二十七 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第</p>

<p>務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条に関するものを除く。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 第二条第十九号に掲げる金融機関等による行為</p> <p>二 登録金融機関業務に係る行為</p> <p>5～11 (略)</p> <p>(金融商品取引法の準用)</p> <p>第十八条 金融商品取引法第九章の規定は、第十三条第四項各号に掲げる行為に係る第十六条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。</p>	<p>に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条に関するものを除く。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 第二条第十八号、第十九号、第二十一号及び第三十三号に掲げる金融機関等による行為</p> <p>二 第二項に規定する行為</p> <p>5～11 (略)</p> <p>(証券取引法の準用)</p> <p>第十八条 証券取引法第九章の規定は、第十三条第四項各号に掲げる行為に係る第十六条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。</p>
---	---

○ 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（第百九十一条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（検討）</p> <p>第八十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において新社債等振替法、<u>金融商品取引法</u>の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託、<u>金融商品取引法</u>第二条第二十九項に規定する<u>金融商品取引清算機関</u>に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（検討）</p> <p>第八十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において新社債等振替法、<u>新証券取引法</u>及び<u>新金融先物取引法</u>の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託、<u>新証券取引法</u>第二条第三十一項に規定する<u>証券取引清算機関</u>及び<u>新金融先物取引法</u>第二条第十五項に規定する<u>金融先物清算機関</u>に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（郵便貯金資金の運用）</p> <p>第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる有価証券その他の資産の売買</p> <p>イ 国債（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。リ及び第八号において同じ。）が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）</p> <p>ロ～チ （略）</p> <p>リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関（ヲ及び次条第三項において「外国政府等」という。）の発行する債券その他の外国法人の発行する政令で定める債券（金融商品取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。次条第二項及び第三項において「外国債」という。）</p> <p>ヌ～ヲ （略）</p>	<p>（郵便貯金資金の運用）</p> <p>第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる有価証券等の売買</p> <p>イ 国債（証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）</p> <p>ロ～チ （略）</p> <p>リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関（ヲ及び次条第三項において「外国政府等」という。）の発行する債券その他の外国法人の発行する政令で定める債券（証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。次条第二項及び第三項において「外国債」という。）</p> <p>ヌ～ヲ （略）</p>

五〇七 (略)

八 先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

九・九の二 (略)

十 信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。第四十六条第二号において同じ。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ (略)

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいい、同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結

十一・十二 (略)

五〇七 (略)

八 先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

九・九の二 (略)

十 信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。第四十六条第二号において同じ。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ (略)

ロ 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいい、同項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結

十一・十二 (略)

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（第九十三号関係）

改正案	現行
<p>(借入金及び雇用・能力開発債券) 第十五条 (略)</p> <p>25 (略)</p> <p>6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(借入金及び雇用・能力開発債券) 第十五条 (略)</p> <p>25 (略)</p> <p>6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>8 (略)</p>

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第百九十四条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。</u>次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>6（略）</p>	<p>附則</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券会社に委託することができる。</p> <p>5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券会社について準用する。</p> <p>6（略）</p>

○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（第九百九十五条関係）

改正案	現行
<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第五十条（略） 二五（略） 六 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第九十二条第七項に規定する投資法人債 四・五（略）</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第五十条（略） 二五（略） 六 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第九十二条第四項に規定する投資法人債 四・五（略）</p>

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（第九百九十六条関係）

改 正 案	現 行
<p>（社債等の振替に関する法律の一部改正）</p> <p>第一条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>目次中「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に、「・第二百二十一条の二」を「―第二百二十一条の三」に</p> <p>「第七章</p> <p>第一節</p> <p>第二節</p> <p>第三節</p> <p>第四節</p> <p>第五節</p> <p>第八章</p> <p>第一節</p> <p>第二節</p> <p>第三節</p> <p>第四節</p> <p>第五節</p>	<p>（社債等の振替に関する法律の一部改正）</p> <p>第一条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>目次中「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に、「・第二百二十一条の二」を「―第二百二十一条の三」に</p> <p>「第七章</p> <p>第一節</p> <p>第二節</p> <p>第三節</p> <p>第四節</p> <p>第五節</p> <p>第八章</p> <p>第一節</p> <p>第二節</p> <p>第三節</p> <p>第四節</p> <p>第五節</p>

<p>株式の振替 通則（第二百二十八条）</p>	<p>「第七章 雑則（第二百二十八条―第三百三十六条の二） 第八章 罰則（第三百三十七条―第四百四十六条）」 を</p>	<p>第九章 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第十章 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第十一章 第一節 第二節 第三節 第十二章 第十三章 第十四章</p>
------------------------------	--	--

<p>株式の振替 通則（第二百二十八条）</p>	<p>「第七章 雑則（第二百二十八条―第三百三十六条の二） 第八章 罰則（第三百三十七条―第四百四十六条）」 を</p>	<p>第九章 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第十章 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第十一章 第一節 第二節 第三節 第十二章 第十三章 第十四章</p>
------------------------------	--	--

振替口座簿（第二百二十九条―第三百三十九条）
振替の効果等（第四百十条―第四百九条）
会社法等の特例（第五十条―第六十一条）
雑則（第六十二条）

新株予約権の振替

通則（第六十三条・第六十四条）
振替口座簿（第六十五条―第七十三条）
振替の効果等（第七十四条―第八十二条）
会社法の特例（第八十三条―第九十条）
雑則（第九十一条）

新株予約権付社債の振替

通則（第九十二条―第九十三条）
振替口座簿（第九十四条―第二百四）
振替の効果等（第二百五条―第二百四）

会社法の特例（第二百五条―第二百四）
雑則（第二十五条）

投資口等の振替

投資口の振替（第二十六条―第三十三条）
協同組織金融機関先出資の振替（第三十四条―第三十六条）
特定目的会社の優先出資の振替（第三十七条―第四十七条）
特定目的会社の新出資の引受権の振替（第四十八条・第四）
特定目的会社の転換特定社債の振替（第五十条―第五十二）

振替口座簿（第二百二十九条―第三百三十九条）
振替の効果等（第四百十条―第四百九条）
会社法等の特例（第五十条―第六十一条）
雑則（第六十二条）

新株予約権の振替

通則（第六十三条・第六十四条）
振替口座簿（第六十五条―第七十三条）
振替の効果等（第七十四条―第八十二条）
会社法の特例（第八十三条―第九十条）
雑則（第九十一条）

新株予約権付社債の振替

通則（第九十二条―第九十三条）
振替口座簿（第九十四条―第二百四）
振替の効果等（第二百五条―第二百四）

会社法の特例（第二百五条―第二百四）
雑則（第二十五条）

投資口等の振替

投資口の振替（第二十六条―第三十三条）
協同組織金融機関先出資の振替（第三十四条―第三十六条）
特定目的会社の優先出資の振替（第三十七条―第四十七条）
特定目的会社の新出資の引受権の振替（第四十八条・第四）
特定目的会社の転換特定社債の振替（第五十条―第五十二）

<p>特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三組織変更等に係る振替</p> <p>金融機関の合併及び転換に関する法律に係る振替（第二百五十六條 保険業法による組織変更等に係る振替（第二百六十三條―第二百六 金融商品取引法による合併に係る振替（第二百七十條―第二百七十 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替（第二百七十六條） 雑則（第二百七十七條―第二百八十七條） 罰則（第二百八十八條―第二百九十七條）</p>	<p>特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三組織変更等に係る振替</p> <p>金融機関の合併及び転換に関する法律に係る振替（第二百五十六條 保険業法による組織変更等に係る振替（第二百六十三條―第二百六 証券取引法による合併に係る振替（第二百七十條―第二百七十五條 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替（第二百七十六條） 雑則（第二百七十七條―第二百八十七條） 罰則（第二百八十八條―第二百九十七條）</p>
---	---

に改める。

十九条)

条)

条)

十九条)

五条)

(中略)

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十四号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第十九号及び第二十号に掲げるもの」に改め、同項に次の十号を加える。

に改める。

十九条)

条)

条)

十九条)

(中略)

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十四号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第十九号及び第二十号に掲げるもの」に改め、同項に次の十号を加える。

十二 株式

十三 新株予約権

十四 新株予約権付社債

十五 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口

十六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律

第四十四号）に規定する優先出資

十七 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資

十八 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権

十九 資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債

二十 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付

特定社債

二十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条

第一項第二十一号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとするのが適当であるものとして政令で定めるもの

（中略）

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十四号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上

十二 株式

十三 新株予約権

十四 新株予約権付社債

十五 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口

十六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律

第四十四号）に規定する優先出資

十七 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資

十八 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権

十九 資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債

二十 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付

特定社債

二十一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一

項第十一号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとするのが適当であるものとして政令で定めるもの

（中略）

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機

位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百四十七条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十八条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十二条第二項若しくは第百二十三条第二項（これらの規定を第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

（中略）

第百二十一条中「及び第百十四条第二項」を「、第百十四条第二項及び第百五十五条」に改め、同条の表第六十七条第二項の項中「

関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百四十七条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十八条第二項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十二条第二項若しくは第百二十三条第二項（これらの規定を第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

（中略）

第百二十一条中「及び第百十四条第二項」を「、第百十四条第二項及び第百五十五条」に改め、同条の表第六十七条第二項の項中「

第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第八十五条第一項の項の次に次のように加える。

第一百五十五条	会社法第百六十五条第一項、第九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七條第一項又は第八百六条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第十八条第一項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）
---------	--	---

(中略)
第六章の次に次の六章を加える。

(中略)

第十章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替

(権利の帰属)

第二百二十六条 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定

第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第八十五条第一項の項の次に次のように加える。

第一百五十五条	会社法第百六十五条第一項、第九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七條第一項又は第八百六条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第一項（同法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）
---------	--	---

(中略)
第六章の次に次の六章を加える。

(中略)

第十章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替

(権利の帰属)

第二百二十六条 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により

まるものとする。

2・3 (略)

(投資証券の不発行等)

第二百二十七条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3・4 (略)

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十四条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六條第六項、第四百四十七條第三項第三号、第五百五十條第五項及び第六項、第五百五十六條から第五百五十八條まで、第六十條第二項、第四項及び

定まるものとする。

2・3 (略)

(投資証券の不発行等)

第二百二十七条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3・4 (略)

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十四条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六條第六項、第四百四十七條第三項第三号、第五百五十條第五項及び第六項、第五百五十六條から第五百五十八條まで、第六十條第二項、第四項及び

第五項並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。）
は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める
場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

登録株式質権者	登録投資口質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	投資主名簿
発行総数	発行総口数
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
消滅会社等	消滅投資法人
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知投資主
少数株主権等	少数投資主権等
事業年度	営業期間
特別株主	特別投資主
存続会社等	存続投資法人
新設会社等	新設投資法人

第五項並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。）
は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める
場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

登録株式質権者	登録投資口質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	投資主名簿
発行総数	発行総口数
消滅会社等	消滅投資法人
存続会社等	存続投資法人
新設会社等	新設投資法人
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知投資主
少数株主権等	少数投資主権等
事業年度	営業期間
特別株主	特別投資主

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>(略)</p> <p>第三百三十一條 第一項 第四号</p>	<p>(略)</p> <p>四 その他主務省令で定める事項</p>	<p>(略)</p> <p>四 投資法人の成立後にその投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）について第十三條第一項の同意を与える場合にあつては、第一号の一定の日において投資証券（同法第二條第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）は無効となる旨</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p>
<p>(略)</p> <p>第三百三十一條 第五項</p>	<p>(略)</p> <p>5 第一項に規定する場合には、会社において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株</p>	<p>(略)</p> <p>5 第一項に規定する場合において、投資法人が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下同じ。）又は登録投資口質権者から通知を受けた同項第二号の</p>

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>(略)</p> <p>第三百三十一條 第一項 第四号</p>	<p>(略)</p> <p>四 その他主務省令で定める事項</p>	<p>(略)</p> <p>四 投資法人の成立後にその投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）について第十三條第一項の同意を与える場合にあつては、第一号の一定の日において投資証券（同法第二條第二十二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）は無効となる旨</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p>
<p>(略)</p> <p>第三百三十一條 第五項</p>	<p>(略)</p> <p>5 第一項に規定する場合には、会社において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一</p>	<p>(略)</p> <p>5 第一項に規定する場合において、投資法人が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）又は登録投資口質権者から通知を受けた同項第二号</p>

(略)	(略)	(略)
	主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社は、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。	口座（当該通知がないときは、当該投資法人が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。
	6 第一項の規定にかかわらず、投資口の全部について投資証券を発行していない投資法人が当該銘柄の振替投資口（第二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）を交付しようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、投資主及び登録投資口質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。	7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)
 第二百三十五条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十六條、第三百四十五条第六項、第四百四十六條第六項、第四百四十七條第三項第一号、第四百五十條第一項、第五項及び第六項、第五百一十一條第一

(略)	(略)	(略)
	主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社は、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。	の口座（当該通知がないときは、当該投資法人が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。
	6 第一項の規定にかかわらず、投資口の全部について投資証券を発行していない投資法人が当該銘柄の振替投資口（第二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）を交付しようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、投資主及び登録投資口質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。	7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)
 第二百三十五条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十六條、第三百四十五条第六項、第四百四十六條第六項、第四百四十七條第三項第一号、第四百五十條第一項、第五項及び第六項、第五百一十一條第一

項第二号、第百五十五条から第百五十七条まで、第百六十条第四項及び第五項並びに第百六十一条の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資者名簿
発行総数	発行総口数
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
消滅会社等	消滅協同組織金融機関
合併等効力発生日	合併の効力発生日
存続会社等	存続協同組織金融機関
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
特別株主	特別優先出資者
株券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者

項第二号、第百五十五条から第百五十七条まで、第百六十条第四項及び第五項並びに第百六十一条の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資者名簿
発行総数	発行総口数
消滅会社等	消滅協同組織金融機関
存続会社等	存続協同組織金融機関
新設会社等	新設協同組織金融機関
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
特別株主	特別優先出資者

2
(略)

(中略)

第十一章 組織変更等に係る振替

(中略)

第三節 金融商品取引法による合併に係る振替

(金融商品取引所の合併に関する記載又は記録手続)

第二百七十条 第三百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第三百三十九条の二第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社金融商品取引所をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社金融商品取引所（同法第三百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して新設合併（同法第三百三十六条第二項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第三百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第三百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所をいう。）の成立の日」と読

2
(略)

(中略)

第十一章 組織変更等に係る振替

(中略)

第三節 証券取引法による合併に係る振替

(証券取引所の合併に関する記載又は記録手続)

第二百七十条 第三百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所（証券取引法第三百三十九条の二第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社証券取引所（同法第三百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併（同法第三百三十六条第二項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第三百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第三百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

第二百七十一条 第六十条第一項の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十条第一項の規定は吸収合併存続株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第三十九条第一号に規定する吸収合併存続株式会社金融商品取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立株式会社金融商品取引所が吸収合併消滅会員金融商品取引所（同法第三十七条第一号に規定する吸収合併消滅会員金融商品取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅会員金融商品取引所（同法第三十八条第一号に規定する新設合併消滅会員金融商品取引所をいう。）の会員に対して吸収合併（同法第三十六条第二項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は吸収合併消滅株式会社金融商品取引所が吸収合併消滅会員金融商品取引所

第二百七十一条 第六十条第一項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十条第一項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所（証券取引法第三十九条第一号に規定する吸収合併存続株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所（同法第三十七条第一号に規定する吸収合併消滅会員証券取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅会員証券取引所（同法第三十八条第一号に規定する新設合併消滅会員証券取引所をいう。）の社員に対して吸収合併（同法第三十六条第二項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の社員に対して吸収合併に際して振替株式を

の会員に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融商品取引法第三十七条第二号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立株式会社金融商品取引所（同法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

3 第八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（証券取引法第三十七条第二号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立株式会社証券取引所（同法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

3 第八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百七十二條 第六十條第三項の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併消滅株式会社金融商品取引所のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第百三十九條の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第八十九條第三項の規定は、振替新株予約権を発行する株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第八十七條の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所をいう。次項において同じ。）が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第八十九條第三項中「会社の」とあるのは、「株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第八十七條の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所をいう。）の」と読み替えるものとする。

3 第二百二十三條第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する株式会社金融商品取引所が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、

第二百七十二條 第六十條第三項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社証券取引所の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九條の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第八十九條第三項の規定は、振替新株予約権を発行する株式会社証券取引所（証券取引法第八十七條の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。次項において同じ。）が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第八十九條第三項中「会社の」とあるのは、「株式会社証券取引所（証券取引法第八十七條の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。）の」と読み替えるものとする。

3 第二百二十三條第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する株式会社証券取引所が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「

、「株式会社金融商品取引所（金融商品取引法第八十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所をいう。）の」と読み替えるものとする。

（金融商品取引所の合併における株式買取請求に関する金融商品取引法の特例）

第二百七十三条 振替株式の株主が金融商品取引法第三百三十九条の十一第一項又は第三百三十九条の十七第一項の規定により当該振替株式を買い取することを請求した場合には、吸収合併継続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をすることと引換えに当該振替株式について当該吸収合併継続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例）

第二百七十四条 振替新株予約権の新株予約権者が金融商品取引法第三百三十九条の十八第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取することを請求した場合には、新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をすることと引換えに当該振替新株予約権について当該新設

株式会社証券取引所（証券取引法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。）の」と読み替えるものとする。

（証券取引所の合併における株式買取請求に関する証券取引法の特例）

第二百七十三条 振替株式の株主が証券取引法第三百三十九条の十一第一項又は第三百三十九条の十七第一項の規定により当該振替株式を買い取することを請求した場合には、吸収合併継続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をすることと引換えに当該振替株式について当該吸収合併継続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（証券取引所の合併における新株予約権買取請求に関する証券取引法の特例）

第二百七十四条 振替新株予約権の新株予約権者が証券取引法第三百三十九条の十八第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取することを請求した場合には、新設合併消滅株式会社証券取引所は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をすることと引換えに当該振替新株予約権について当該新設合併消滅

合併消滅株式会社金融商品取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(金融商品取引所の合併における株主等に対する公告)

第二百七十五条 金融商品取引法第百三十九条の十第一項又は第三十九条の十六第一項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

(中略)

附則第二十七条第一項中「並びに第百十四条」を、「第百十四条」に改め、「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削る。

附則第二十八条第一項中「並びに第百十七条」を、「第百十七条」に改め、「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第二十九条第一項中「並びに第百十八条」を、「第百十八条

株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(証券取引所の合併における株主等に対する公告)

第二百七十五条 証券取引法第百三十九条の十第一項又は第百三十九条の十六第一項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

(中略)

附則第二十七条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削る。

附則第二十八条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第二十九条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第

「に改め、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十条第一項中「並びに第二十條」を「第二十條」に改め、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十一条第一項中「並びに第二十一條」を「第二十一條」に改め、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十二条第一項中「(第二百二十一條において準用する第六十六條(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受益權をいう。」を削り、「並びに第二十二條」を「第二十二條」に改め、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十三条中「委託者指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加え、「投資信託委託会社をいう

七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十条第一項中「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十一条第一項中「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十二条第一項中「(第二百二十一條において準用する第六十六條(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受益權をいう。」を削り、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十三条中「委託者指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加え、「投資信託委託業者をいう

。以下この条」を「投資信託委託会社をいう。以下この条及び附則第三十八条」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改め、「委託者非指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「信託約款をいう」の下に「。附則第三十九条第一項において同じ」を加え、「(第百二十二条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替貸付信託受益権をいう。」を削り、「並びに第百二十三条」を、「第百二十三条」に改め、「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十四章まで」を加え、「次条及び第三十六条」を「及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第百九十六条第二号」に改める。

附則第三十五条第一項中「特定目的信託契約をいう」の下に「。附則第四十条第一項において同じ」を加え、「並びに第百二十七条」を、「第百二十七条並びに第七章から第十二章まで」に改め、「次条」の下に「から第四十二条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第百九十六条第二号」に改める。

附則第三十六条第一項中「並びに第百二十七条」を、「第百二十七条」に改め、「第百十四条」の下に「並びに第七章から第十二章

。以下この条」を「投資信託委託業者をいう。以下この条及び附則第三十八条」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改め、「委託者非指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「信託約款をいう」の下に「。附則第三十九条第一項において同じ」を加え、「(第百二十二条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替貸付信託受益権をいう。」を削り、「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「次条及び第三十六条」を「及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第百九十六条第二号」に改める。

附則第三十五条第一項中「特定目的信託契約をいう」の下に「。附則第四十条第一項において同じ」を、「並びに第百二十七条」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を、「次条」の下に「から第四十二条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第百九十六条第二号」に改める。

附則第三十六条第一項中「第百十四条」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「及び第十九条から前条まで」を、「第

まで」を加え、「及び第十九条から前条まで」を「第十九条から前条まで及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

(中略)

附則第三十六条の次に次の六条を加える。

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 (略)

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
附則第十二 条第一項第 二号	社債券	受益証券(投資信託及び投資法 人に関する法律第二条第七項に 規定する受益証券をいう。附則 第十四条から第十六条までにお いて同じ。)

十九条から前条まで及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

(中略)

附則第三十六条の次に次の六条を加える。

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 (略)

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
附則第十二 条第一項第 二号	社債券	受益証券(投資信託及び投資法 人に関する法律第二条第十二項 に規定する受益証券をいう。附 則第十四条から第十六条までに おいて同じ。)

第三十八条 委託者指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託会社が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第二項の規定の適用については、同項中「知れている受益者」とあるのは、「知れている受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、投資信託及び投資法人に関する法律の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託会社に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。

委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第五十四条第一項において準用する同法第十七条第二項の規定の適用についても、同様とする。

(中略)

第三十八条 委託者指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る投資信託及び投資法人に関する法律第三十条第二項の規定の適用については、同項中「知れている受益者」とあるのは、「知れている受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、投資信託及び投資法人に関する法律の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。

委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条第二項の規定の適用についても、同様とする。

(中略)

第三条 削除

附則

(保管振替利用会社の施行日における特例)

第六条 (略)

2～5 (略)

6 前項の発行者の保管振替株券（保管振替機関に預託されていないものに限る。）に係る株式の質権者が株主名簿への記載又は記録の請求を行った場合には、施行日の二週間前の日から施行日の前日までの間に限り、当該発行者は、当該質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

7 (略)

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

附則

(保管振替利用会社の施行日における特例)

第六条 (略)

2～5 (略)

6 前項の発行者の保管振替株券（保管振替機関に預託されていないものに限る。）に係る株式の質権者が株主名簿への記載又は記録の請求を行った場合には、施行日の二週間前の日から施行日の前日までの間に限り、当該発行者は、当該質権者の氏名及び住所又は名称を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

7 (略)

第九条 (略)

2 前項の特定発行者は、登録抹消日において、前条第一項第二号の振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者(会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。)である名義人(同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。)その他の内閣府令・法務省令で定める者(以下この条において「名義人等」という。)のために前条第四項の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座(新振替法第三百三十一条第三項に規定する特別口座をいう。以下この条において同じ。))を除く。)を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 (略)

(保管振替利用投資法人に関する経過措置)

第十四条 保管振替機関は、発行者(保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。))をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。)に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている投資証券(投信法第十五項に規定する投資証券をいう。次条において同じ。))に係る投資口(投信法第十四項に規

第九条 (略)

2 前項の特定発行者は、登録抹消日において、前条第一項第二号の振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者(会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。)である名義人(同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。)その他の主務省令で定める者(以下この条において「名義人等」という。)のために前条第四項の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座(新振替法第三百三十一条第三項に規定する特別口座をいう。以下この条において同じ。))を除く。)を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 (略)

(保管振替利用投資法人に関する経過措置)

第十四条 保管振替機関は、発行者(保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。))をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。)に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている投資証券(投信法第二十二条に規定する投資証券をいう。次条において同じ。))に係る投資口(投信法第二十一条に規

定する投資口をいう。以下同じ。)につき施行日の前日の実質投資主(旧保振法第三十九条の二において読み替えて準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質投資主をいう。附則第十七条において同じ。)に係る旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2・3 (略)

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を投資主(投信法第二十六条に規定する投資主をいう。次条において同じ。)とする投資口について投信法第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはならない。

(施行日において振替優先出資となる保管振替利用協同組織金融機関の優先出資に係る特例)

第十九条 (略)

2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱っている優先出資証券に係る優先出資の施行日の前日の質権者に関する事項(当該質権者に係る参加者自己分(旧保振法第三十九条の五において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。))についての旧保振法第三十九条の五において準用する旧保振法第

に規定する投資口をいう。以下同じ。)につき施行日の前日の実質投資主(旧保振法第三十九条の二において読み替えて準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質投資主をいう。附則第十七条において同じ。)に係る旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2・3 (略)

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を投資主(投信法第二十三条に規定する投資主をいう。次条において同じ。)とする投資口について投信法第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはならない。

(施行日において振替優先出資となる保管振替利用協同組織金融機関の優先出資に係る特例)

第十九条 (略)

2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱っている優先出資証券に係る優先出資の施行日の前日の質権者に関する事項(当該質権者に係る参加者自己分(旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。))についての旧保振法第三十九条の五第一項において準用す

十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第三十九条の五）において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第三十九条の五において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。）を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

355 (略)

第二十条 前条第一項の発行者の優先出資に係る預託優先出資証券（旧保振法第三十九条の五）において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託優先出資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、参加者又は顧客（旧保振法第三十九条の五）において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。）は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託優先出資証券の交付を請求することができない。

（預託を受けた株券等に関する経過措置）

第三十一条 旧保振法第三条の四第四項に規定する預託債権者又は旧保振法第二十六条第三項に規定する質権者は、その口座に係る保管振替株券、附則第十六条の規定が適用される投信法第二条第十五項に規定する投資証券、附則第二十条の規定が適用される優先出資法第二十九条第一項に規定する優先出資証券及び附則第二十四条の規定が適用される資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券を除く株券等（旧保振法第二条第一項に規定する株券等をいう。次

る旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。）を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

355 (略)

第二十条 前条第一項の発行者の優先出資に係る預託優先出資証券（旧保振法第三十九条の五第一項）において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託優先出資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、参加者又は顧客（旧保振法第三十九条の五第一項）において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。）は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託優先出資証券の交付を請求することができない。

（預託を受けた株券等に関する経過措置）

第三十一条 旧保振法第三条の四第四項に規定する預託債権者又は旧保振法第二十六条第三項に規定する質権者は、その口座に係る保管振替株券、附則第十六条の規定が適用される投信法第二条第二十二項に規定する投資証券、附則第二十条の規定が適用される優先出資法第二十九条第一項に規定する優先出資証券及び附則第二十四条の規定が適用される資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券を除く株券等（旧保振法第二条第一項に規定する株券等をいう。

条において同じ。)について、旧保振法第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧保振法第二十八条第一項又は第三項の規定による当該株券等の交付の請求を施行日において行ったものとみなす。

(投資者保護基金から加入者保護信託への投資者保護資金の拠出に関する特例)

第三十五条 投資者保護基金(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。)
は、同法第七十九条の六十三第二項の規定にかかわらず、同法第七十九条の四十九各号に掲げる業務の遂行に支障の生じない範囲内で、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、同法第七十九条の六十三第一項に規定する投資者保護資金の一部を新振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産に充てるため拠出することができる。

2 (略)

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四十八条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項並びに第七項第一号及び第八号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める

次条において同じ。)について、旧保振法第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧保振法第二十八条第一項又は第三項の規定による当該株券等の交付の請求を施行日において行ったものとみなす。

(投資者保護基金から加入者保護信託への投資者保護資金の拠出に関する特例)

第三十五条 投資者保護基金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。)
は、同法第七十九条の六十三第二項の規定にかかわらず、同法第七十九条の四十九各号に掲げる業務の遂行に支障の生じない範囲内で、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、同法第七十九条の六十三第一項に規定する投資者保護資金の一部を新振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産に充てるため拠出することができる。

2 (略)

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四十八条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項並びに第七項第一号及び第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める

（農業協同組合法の一部改正）

第五十四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第一号及び第八号並びに第十七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（略）

（金融商品取引法の一部改正）

第五十五条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第二条第八項第十七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第二十三条の八第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十九条の四第二項中「数の議決権（）」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

（農業協同組合法の一部改正）

第五十四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第一号及び第七号並びに第十七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（略）

（証券取引法の一部改正）

第五十五条 証券取引法の一部を次のように改正する。

（新設）

第二十三条の八第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十八条の四第二項中「数の議決権（）」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

第三十三条第二項第一号及び第七十九条の五十七第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第三百三条の二第一項中「超える議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五十八条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第六項第一号イ及びチ並びに第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第七十一条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五十三条第五項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号チ及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号及び第七十九条の五十七第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第三百三条第一項中「超える議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五十八条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第六項第一号イ及びト並びに第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第七十一条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五十三条第五項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第七十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号及び第八号並びに第六項並びに第十一条第四項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(略)

(労働金庫法の一部改正)

第七十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五十八条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号キ及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(銀行法の一部改正)

第九十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年

(長期信用銀行法の一部改正)

第七十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号及び第七号並びに第六項並びに第十一条第四項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(略)

(労働金庫法の一部改正)

第七十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五十八条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(銀行法の一部改正)

第九十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年

法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第八号及び第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第九十九条 削除

法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号及び第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第九十九条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十七条第三項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）」の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、「」を加える。

(金融先物取引法の一部改正)

第三百三条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することがで

第三百三条 削除

(保険業法の一部改正)

第百十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

(略)

第九十八条第六項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第八号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(略)

(農林中央金庫法の一部改正)

第百二十六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五十四条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号チ及び同項第四号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

きない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第五十九条第二項中「数の議決権(」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(保険業法の一部改正)

第百十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

(略)

第九十八条第六項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(略)

(農林中央金庫法の一部改正)

第百二十六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五十四条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第四号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十三条第一項第十号中「第三十四号から第三十七号まで」を「第三十六号及び第三十七号」に、同条第五項中「及び第三十四号から第三十七号まで」を「第三十六号及び第三十七号」に改める。

(信託業法の一部改正)

第三百二十二条 信託業法(平成十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

(略)

(削る)

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十三条第五項本文中「及び第三十四号から第三十七号まで」を「第三十六号及び第三十七号」に改める。

(信託業法の一部改正)

第三百二十二条 信託業法(平成十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

(略)

第九十一条第九項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

○ 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十七号）（第百九十七条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置）</p> <p>第二条 平成十六年十二月一日前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始したみなし有価証券（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号。以下この条において「平成十八年証券取引法改正法」という。）第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二項第三号に掲げる権利及び同項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に類する契約に基づくものに限る。）であつて、平成十八年証券取引法改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利に該当するものをいう。次項において同じ。）に係るこれらの勧誘については、新金融商品取引法第二章の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置）</p> <p>第二条 平成十六年十二月一日前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始したみなし有価証券（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第二項第三号に掲げる権利及び同項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に類する契約に基づくものに限る。）をいう。次項において同じ。）に係るこれらの勧誘については、新証券取引法第二章の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（第百九十八条関係）

改正案	現行
<p>（長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券） 第二十二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>8（略）</p>	<p>（長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券） 第二十二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>8（略）</p>

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（第百九十九条関係）

改正案	現行
<p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 銀行業、信託業、<u>金融商品取引業</u>、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）<u>を行う者</u>であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>二（略）</p> <p>（積立金の管理及び運用）</p> <p>第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「厚生年金積立金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「国民年金積立金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。</p> <p>一 <u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券（有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に</p>	<p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 銀行業、信託業、<u>証券業</u>、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）<u>を営む者</u>であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>二（略）</p> <p>（積立金の管理及び運用）</p> <p>第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「厚生年金積立金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「国民年金積立金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。</p> <p>一 <u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債</p>

掲げるものをいう。第六号において「標準物」という。）を含む。
（）であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

二 (略)

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ (略)

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

四〇六 (略)

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 (略)

2 (略)

証券とみなされる標準物（第六号において「標準物」という。）を含む。）であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

二 (略)

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ (略)

ロ 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

四〇六 (略)

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 (略)

2 (略)

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（第二百条関係）

<p>改正案</p>	<p>別表（第二条関係） 一・二（略） 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 四～八（略）</p>
<p>現行</p>	<p>別表（第二条関係） 一・二（略） 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 四～八（略）</p>

○ 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（第二百一条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、日本郵政公社がその業務の特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託会社等の経営に及ぼす影響にかんがみ、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「証券投資信託」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、「投資信託委託会社」とは、同条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。</p> <p>2 この法律において「証券投資信託の受益証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券が発行されていない場合にあつては、当該有価証券が発行されていたとすれば当該有価証券に表示さ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、日本郵政公社がその業務の特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「証券投資信託」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、「投資信託委託業者」とは、同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。</p> <p>2 この法律において「証券投資信託の受益証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第七号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券が発行されていない場合にあつては、当該有価証券が発行されていたとすれば当該有価証券に表示される</p>

れるべき権利を含む。)のうち証券投資信託に係るものをいう。

3 この法律において「募集」とは、金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

4 (略)

(権限の委任等に関する金融商品取引法の準用)

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融商品取引法第九十四条の七(第二項を除く。)及び第九十四条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百九十四条 項 条の七第一	(略)	(略)
第百九十四条 項 条の七第三	(略)	(略)

べき権利を含む。)のうち証券投資信託に係るものをいう。

3 この法律において「募集」とは、証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

4 (略)

(権限の委任等に関する証券取引法の準用)

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第九十四条の六(第二項を除く。)及び第九十四条の七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百九十四条 項 条の六第一	この法律	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のため日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
第百九十四条 項 条の六第三	権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)	権限

<p>第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十、第五十六条の第二項（第六十五条の第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十條の十一、第六十三條第七項及び第八項、第六十六條の二十二、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七、第七、第三百三條の四、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第三百五十一條（第三百五十三條の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五條の九、第三百五十六條の十五、第三百五十六條の三十四並びに第九十三條の二第五項</p>	<p>（略）</p>
--	------------

<p>第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十、第五十九條第一項（第六十四條の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五條の二第十項、第六十六條の二十、第七十九條の十四、第七十九條の七十七、第七十三條の三、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第三百五十一條、第三百五十五條の九、第三百五十六條の十五並びに第三百五十六條の三十四</p>	<p>日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法第五十八條第一項</p>
--	---

		(略)	(略)
第九十四 条の七第五 項及び第六 項	(略)	(略)	(略)
第九十五 条	(略)	(略)	(略)

(金融庁設置法の適用)

第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第八条中「金融商品取引法」とあるのは、「金融商品取引法（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）において準用する場合を含む。第二十条第一項において同じ。）」とする。

(金融商品取引法の適用)

第七条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		を委員会	を証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）
第九十四 条の七	前条第二項又は第三項	第二項及び第三項	第三項
			前条第三項

(金融庁設置法の適用)

第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第八条中「証券取引法」とあるのは、「証券取引法（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）において準用する場合を含む。第二十条第一項において同じ。）」とする。

(証券取引法の適用)

第七条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる証券取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。	第二条第十一項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五第二項、第六十六條及び第二百二條第二項各号	第三十六條、第三十八條、第三十九條第三項、第四十四條、第四十四條の二第二項、第四十四條の三第二項、第五十六條の四第二項、第六十四條第一項及び第三項第三号ロ、第六十六條、第九十八條の三、第九十八條の五、第二百一十一條並びに第二百七條第一項
	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。		使用人
	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。	社	使用人（日本郵政公社にあつては、職員）

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。	第六十五條第一項	第六十五條第二項、第六十五條の二第一項、第三項及び第九項、第六十六條の二並びに第二百一十一條第二項、第六十五條の二第五項及び第十一項、第六十六條の二、第九十八條の三、第九十八條の四、第二百條の三並びに第二百七條第一項
	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。	銀行、協同組織金融機関	使用人
	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。	銀行、協同組織金融機関、日本郵政公社	使用人（日本郵政公社にあつては、職員）

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の適用)

第八条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第十三条第二項中「第三十三條の二」とあるのは「第三十三條の二」(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第六十五号)第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「金融商品取引法」とする。

(証券投資信託の選定)

第九条 第七条の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第三十三條の二の登録を受けた日本郵政公社(以下「登録郵政公社」という。)は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならぬ。この場合において、登録郵政公社は、内閣府令・総務省令で定めるところにより、公募の方法による選定の手続を定め、これを公表しなければならない。

2 (略)

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の適用)

第八条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第十三条第二項中「第六十五條の二第一項」とあるのは「第六十五條の二第一項」(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第六十五号)第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「証券取引法」とする。

(証券投資信託の選定)

第九条 第七条の規定により読み替えて適用する証券取引法第六十五條の二第一項の登録を受けた日本郵政公社(以下「登録郵政公社」という。)は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならぬ。この場合において、登録郵政公社は、内閣府令・総務省令で定めるところにより、公募の方法による選定の手続を定め、これを公表しなければならない。

2 (略)

(手数料等)

第十条 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等
に關し、利用者から徴収する手数料その他の料金を定め、又は変更
しようとするときは、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に
要する費用のうち登録郵政公社が負担するものを償うに足るよう
し、かつ、投資信託委託会社、金融商品取引法第二条第九項に規定
する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金
融商品取引業を行う者に限る。）及び登録金融機関（同法第二条第
十一項に規定する登録金融機関をいう。）の同種の手数料その他の
料金を勘案しなければならない。

(手数料等)

第十条 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等
に關し、利用者から徴収する手数料その他の料金を定め、又は変更
しようとするときは、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に
要する費用のうち登録郵政公社が負担するものを償うに足るよう
し、かつ、投資信託委託業者、証券会社（証券取引法第二条第九項
に規定する証券会社をいう。）及び登録金融機関（同法第六十五条
の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）の同種の手数料その
他の料金を勘案しなければならない。

○ 証券取引法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十六号）（第二百三条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（外国会社等の提出する有価証券報告書等に関する経過措置）</p> <p>第二条 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融 商品取引法」という。）第二十四条、第二十四条の二及び第二十四 条の五（これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用 する場合を含む。）の規定は、次の各号に掲げる有価証券の発行者 が提出する有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報 告書並びに半期報告書及びその訂正報告書であつて当該各号に定め る日以後に提出されるものから適用し、当該各号に定める日前に提 出されるものについては、なお従前の例による。</p> <p>一 新金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託 の受益証券のうち、政令で定める有価証券 施行日</p> <p>二 (略)</p> <p>（親会社等状況報告書に関する経過措置）</p> <p>第三条 新金融商品取引法第二十四条の七第五項（同条第六項におい て準用する場合を含む。）において準用する新金融商品取引法第二</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（外国会社等の提出する有価証券報告書等に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二十四条、第二十四条の二及び第二十四条の五（これらの規定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、次の各号に掲げる有価証券の発行者が提出する有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書並びに半期報告書及びその訂正報告書であつて当該各号に定める日以後に提出されるものから適用し、当該各号に定める日前に提出されるものについては、なお従前の例による。</p> <p>一 新証券取引法第二条第一項第七号に規定する外国投資信託の受益証券のうち、政令で定める有価証券 施行日</p> <p>二 (略)</p> <p>（親会社等状況報告書に関する経過措置）</p> <p>第三条 新証券取引法第二十一条の二第一項、第二十四条の七（第二項及び第五項を除く。）、第二十五条及び第二十六条（これらの規</p>

十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、施行日から平成二十一年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日以後に提出される親会社等状況報告書から適用する。

定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第九十八号第二号及び第六号並びに第二百条第一号及び第五号の規定は、平成十八年四月一日以後に開始する新証券取引法第二十四条の七第一項に規定する親会社等の事業年度から適用する。

2| 新証券取引法第二十四条の七第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、同条第二項に規定する会社が親会社等に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度が平成十八年四月一日以後に開始するものから適用する。

3| 新証券取引法第二十四条の七第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)において準用する新証券取引法第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、施行日から平成二十一年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日以後に提出される親会社等状況報告書から適用する。

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（第二百四条関係）

改正案	現行
<p>（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等） 第十九条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 機構は、第十三条第二項第二号の業務に係る長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</p> <p>8 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。</p> <p>9（略）</p>	<p>（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等） 第十九条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 機構は、第十三条第二項第二号の業務に係る長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>8 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>9（略）</p>

改正案	現行
<p>（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任） 第三十三条（略） 2（9）（略）</p> <p>10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券（<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項</p> <p>三（略）</p> <p>11（略）</p> <p>第百六十五条 第百五十七条から第百六十条までの規定は、株式会社が市場において行う取引又は<u>金融商品取引法</u>第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法（以下この条において「市場取引等」</p>	<p>（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任） 第三十三条（略） 2（9）（略）</p> <p>10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券（<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項</p> <p>三（略）</p> <p>11（略）</p> <p>第百六十五条 第百五十七条から第百六十条までの規定は、株式会社が市場において行う取引又は<u>証券取引法</u>第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法（以下この条において「市場取引等」とい</p>

という。)により当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。

2・3 (略)

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百一条 (略)

2・4 (略)

5 第三項の規定は、株式会社が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

(募集株式の申込み)

第二百三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集株式の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5・7 (略)

(公開会社における募集事項の決定の特則)

う。)により当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。

2・3 (略)

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百一条 (略)

2・4 (略)

5 第三項の規定は、株式会社が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

(募集株式の申込み)

第二百三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集株式の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5・7 (略)

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百四十条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定は、株式会社が集集事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

(募集新株予約権の申込み)

第二百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5～8 (略)

(株主総会の招集の決定)

第二百九十八条 (略)

2 取締役は、株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。)の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、当該

第二百四十条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定は、株式会社が募集事項について割当日の二週間前までに証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

(募集新株予約権の申込み)

第二百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5～8 (略)

(株主総会の招集の決定)

第二百九十八条 (略)

2 取締役は、株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。)の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、当該

株式会社が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社であつて法務省令で定めるものである場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(取締役の資格等)

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条、第九十八条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八号第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪

株式会社が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式を発行している株式会社であつて法務省令で定めるものである場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(取締役の資格等)

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八号第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二

を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 (略)

2 5 4 (略)

(計算書類の公告)

第四百四十条 (略)

2・3 (略)

4 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前三項の規定は、適用しない。

第四百四十四条 (略)

2 (略)

3 事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

4 5 7 (略)

(募集社債の申込み)

第六百七十七条 (略)

七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 (略)

2 5 4 (略)

(計算書類の公告)

第四百四十条 (略)

2・3 (略)

4 証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前三項の規定は、適用しない。

第四百四十四条 (略)

2 (略)

3 事業年度の末日において大会社であつて証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

4 5 7 (略)

(募集社債の申込み)

第六百七十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5～7 (略)

(貸借対照表に相当するものの公告)

第八百十九条 (略)

2・3 (略)

4 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない外国会社については、前三項の規定は、適用しない。

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この節の規定若しくは農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二条第五項、金融商品取引法第五十条の第二項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三十三条第

2・3 (略)

4 第一項の規定は、会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5～7 (略)

(貸借対照表に相当するものの公告)

第八百十九条 (略)

2・3 (略)

4 証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない外国会社については、前三項の規定は、適用しない。

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この節の規定若しくは農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二条第五項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三十三条第七項(輸出水産業の振興に関する法律

七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第七項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八

（昭和二十九年法律第五百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十八条の二第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第七項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の

条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項並びに信託業法第五十七条第六項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定）に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二十三条第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第八十四条第七項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項並びに信託業法第五十七条第六項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定）又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（第二百七条関係）

改正案	現行
<p>（取締役等の資格に関する経過措置） 第十九条（略）</p> <p>2 会社法第三百三十一条第三号（同法第三百三十五条第一項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に旧有限会社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第二号）第二百五条の規定による改正前の会社法（第五十八条第二項、第九十四条第二項並びに第二百一十一条第三項及び第六項において「旧会社法」という。）第三百三十一条第三号に規定する証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）又は破産法（平成十六年法律第七十五号）の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第二条第一項の規定により存続する株式会社取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。</p> <p>（取締役等の資格等に関する経過措置）</p>	<p>（取締役等の資格に関する経過措置） 第十九条（略）</p> <p>2 会社法第三百三十一条第三号（同法第三百三十五条第一項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に旧有限会社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法（昭和二十三年法律第二百二十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）又は破産法（平成十六年法律第七十五号）の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第二条第一項の規定により存続する株式会社取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。</p> <p>（取締役等の資格等に関する経過措置）</p>

第五十八条 (略)

2 会社法第四百二条第四項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号の規定は、この法律の施行の際現に旧商法特例法の規定による執行役である者が施行日前に犯した旧会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社の執行役としての継続する在任については、適用しない。

3 (略)

(取締役等の資格等に関する経過措置)

第九十四条 (略)

2 会社法第三百三十一条第一項第三号(同法第三百三十五条第一項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に旧株式会社社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した旧会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社の取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

第五十八条 (略)

2 会社法第四百二条第四項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号の規定は、この法律の施行の際現に旧商法特例法の規定による執行役である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社の執行役としての継続する在任については、適用しない。

3 (略)

(取締役等の資格等に関する経過措置)

第九十四条 (略)

2 会社法第三百三十一条第一項第三号(同法第三百三十五条第一項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に旧株式会社社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社の取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 (略)

255 (略)

6 金融商品取引法第九十八条第四項(同法第一百五十五条の二において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定(第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

7 金融商品取引法第九十八条第四項(同法第一百五十五条の二において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に証券会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社証券取引所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の証券会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社証券取引所の取締役、監査役若しくは執行役としての継続する在任については、適用しない。

8・9 (略)

10 金融商品取引法第一百一条の十八第二項第一号(会社法第三百三十

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 (略)

255 (略)

6 新証券取引法第九十八条第四項(新証券取引法第一百六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定(第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

7 新証券取引法第九十八条第四項(新証券取引法第一百六条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に証券会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社証券取引所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の証券会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社証券取引所の取締役、監査役若しくは執行役としての継続する在任については、適用しない。

8・9 (略)

10 新証券取引法第一百一条の十二第二項第一号(会社法第三百三十一

一条第一項第三号に係る部分に限る。)及び第四百四十一条第二項第一号(会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の際現に会員証券取引所の理事長、理事若しくは監事又は株式会社証券取引所の取締役、監査役若しくは執行役員である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合における金融商品取引法第百一条の十七及び第四百四十条の認可については、適用しない。

11
11 23 (略)

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3 新協同組合金融事業法第五条の四第四号(新協同組合金融事業法第六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に信用協同組合等(信用協同組合及び信用協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。)の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号。以下「平成十八年証券取引法改正法」という。)第十一号の規定による改正前の新協同組合金融事業法第五条の四第四号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続

条第一項第三号に係る部分に限る。)及び第四百四十一条第二項第一号(会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の際現に会員証券取引所の理事長、理事若しくは監事又は株式会社証券取引所の取締役、監査役若しくは執行役員である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合における新証券取引法第百一条の十一及び第四百四十条の認可については、適用しない。

11
11 23 (略)

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3 新協同組合金融事業法第五条の四第四号(新協同組合金融事業法第六条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に信用協同組合等(信用協同組合及び信用協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。)の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合にお

の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の信用協同組合等の理事、監事又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

4～7（略）

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十二条（略）

2～10（略）

11 平成十八年証券取引法改正法第五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投資信託法」という。）第六十六条第四項、第九十八条（新投資信託法第五十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第一百条（新投資信託法第五十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

12 新投資信託法第六十六条第四項、第九十八条第五号（新投資信託

けるその者の施行日以後の信用協同組合等の理事、監事又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

4～7（略）

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十二条（略）

2～10（略）

11 新投信法第六十六条第四項、第九十八条（新投信法第五十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第一百条（新投信法第五十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

12 新投信法第六十六条第四項、第九十八条第二号（新投信法第五

法第五十一条第六項において準用する場合を含む。)及び第百条第一号(新投資信託法第五十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に投資法人の設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人である者が施行日前に犯した新投資信託法第九十八条第五号に規定する中間法人法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の投資法人の設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人としての継続する在任については、適用しない。

13
〜
42 (略)

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十四条 (略)

2・3 (略)

4 新信用金庫法第三十四条第四号(新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に金庫の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した平成十八年証券取引法改正法第十三条の規定による改正前の新信用金庫法第三十条第四号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の金庫の理事、監事又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

十一条第六項において準用する場合を含む。)及び第百条第一号(新投資信託法第五十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に投資法人の設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人である者が施行日前に犯した新投資信託法第九十八条第二項第六号に規定する中間法人法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の投資法人の設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人としての継続する在任については、適用しない。

13
〜
42 (略)

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十四条 (略)

2・3 (略)

4 新信用金庫法第三十四条第四号(新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に金庫の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の金庫の理事、監事又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

5 5 29 (略)

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九十八條 (略)

2 (略)

3 新労働金庫法第三十四條第四号(新労働金庫法第六十八條において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に金庫

(労働金庫及び労働金庫連合会をいう。以下この条において同じ。)

の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した平成十八年

証券取引法改正法第十五条の規定による改正前の新労働金庫法第三

十四條第四号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例

等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関す

る法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の

施行日以後の金庫の理事、監事又は清算人としての継続する在任に

ついては、適用しない。

4 5 26 (略)

(金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十一條 (略)

2 (略)

3 金融商品取引法第九十八條第四項(同法第一百五條の二において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に金融先物

会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社金融先物取引

5 5 29 (略)

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九十八條 (略)

2 (略)

3 新労働金庫法第三十四條第四号(新労働金庫法第六十八條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、こ

の法律の施行の際現に金庫(労働金庫及び労働金庫連合会をいう。

以下この条において同じ。)の理事、監事又は清算人である者が施

行日前に犯した同号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続

の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助

に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるそ

の者の施行日以後の金庫の理事、監事又は清算人としての継続する

在任については、適用しない。

4 5 26 (略)

(金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十一條 (略)

2 (略)

3 新金融先物取引法第三十條第三項(新金融先物取引法第三十四條の二十六において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施

行の際現に金融先物会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株

所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した旧会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の金融先物会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役としての継続する在任については、適用しない。

4・5 (略)

6 金融商品取引法第百一条の十八第二項第一号(会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。)及び第百四十一条第二項第一号(会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の際現に会員金融先物取引所の理事長、理事若しくは監事又は株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した旧会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合における金融商品取引法第百一条の十七及び第百四十条の認可については、適用しない。

7～15 (略)

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二百十六条 (略)

2～13 (略)

株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の金融先物会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役としての継続する在任については、適用しない。

4・5 (略)

6 新金融先物取引法第三十四条の十五第二項第一号(会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。)及び第三十四条の二十四第二項第一号(会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の際現に会員金融先物取引所の理事長、理事若しくは監事又は株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合における新金融先物取引法第三十四条の十四及び第三十四条の二十三の認可については、適用しない。

7～15 (略)

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二百十六条 (略)

2～13 (略)

14 新保険業法第五十三条の二第一項第三号（新保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第八十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に相互会社の取締役、監査役、執行役又は清算人である者が施行日前に犯した平成十八年証券取引法改正法第十八条の規定による改正前の新保険業法第五十三条の二第一項第三号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の相互会社の取締役、監査役、執行役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

15 5 65 (略)

第二百三十三条 (略)

2 39 (略)

40 内閣総理大臣は、第二百三十条第二項の登録を受けた特例旧特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 次のイ又はロに該当することとなったとき。

イ (略)

ロ 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特例旧特定目的会社

14 新保険業法第五十三条の二第一項第三号（新保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第八十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に相互会社の取締役、監査役、執行役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の相互会社の取締役、監査役、執行役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

15 5 65 (略)

第二百三十三条 (略)

2 39 (略)

40 内閣総理大臣は、第二百三十条第二項の登録を受けた特例旧特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 次のイ又はロに該当することとなったとき。

イ (略)

ロ 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特例旧特定目的会社

(1) (4) (略)

(5) 第二百三十条からこの条まで若しくは次条、新資産流動化法、金融商品取引法、会社法、中間法人法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業の規制等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

(1) (4) (略)

(5) 第二百三十条からこの条まで若しくは次条、新資産流動化法、証券取引法、会社法、中間法人法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、外国証券業者に関する法律、貸金業の規制等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を

経過しない者

(6) (略)

二・三 (略)

48 特例旧特定目的会社に関する内閣総理大臣の権限の委任については、新資産流動化法第二百九十条第一項中「この法律による」とあるのは「この法律並びに会社法整備法第二百三十条、第二百三十三條及び第二百三十四條」と、同条第三項中「第二百九条第二項(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百九条第二項」とする。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十條 (略)

254 (略)

5 新農業協同組合法第三十条の四第二項第二号(新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に組合の役員又は清算人である者が施行日前に犯した平成十八年証券取引法改正法第八條の規定による改正前の新農業協同組合法第三十条の四第二項第二号に規定する罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

6528 (略)

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

経過しない者

(6) (略)

二・三 (略)

48 特例旧特定目的会社に関する内閣総理大臣の権限の委任については、新資産流動化法第二百九十条第一項中「この法律による」とあるのは「この法律並びに会社法整備法第二百三十条、第二百三十三條及び第二百三十四條」と、同条第三項中「第二百九条(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百九条」とする。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十條 (略)

254 (略)

5 新農業協同組合法第三十条の四第二項第二号(新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に組合の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

6528 (略)

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十四条 (略)

2 5 4 (略)

5 新水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号(新水産業協同組合法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に水産業協同組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。)の役員又は清算人である者が施行日前に犯した平成十八年証券取引法改正法第九条の規定による改正前の新水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号に規定する罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の水産業協同組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

6 5 27 (略)

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十九条 (略)

2 3 (略)

4 新農林中央金庫法第二十四条の四第四号(新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に農林中央金庫の役員又は清算人である者が施行日前に犯した平成十八年証券取引法改正法第十九条の規定による改正前の新農林中央金庫法第二十四条の四第四号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪に

第三百五十四条 (略)

2 5 4 (略)

5 新水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号(新水産業協同組合法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に水産業協同組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。)の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の水産業協同組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

6 5 27 (略)

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十九条 (略)

2 3 (略)

4 新農林中央金庫法第二十四条の四第四号(新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に農林中央金庫の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の農林中央金庫の役員又は清算人としての

より刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の農林中央金庫の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

5
5
9
(略)

継続する在任については、適用しない。

5
5
9
(略)

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第二百九条関係）

改正案	現行
<p>（金融商品仲介業の登録等に関する特例）</p> <p>第八十五条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたものうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条に規定する金融商品仲介業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便貯金銀行を同法第六十六条の二第一項第四号に規定する所屬金融商品取引業者等として同法第六十六条の登録を受けたものとみなす。</p> <p>2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二十一条中「次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第一百条第一項第四号ロ及びハに掲げる業務に係るものに限る。）とする。</p> <p>第八十六条 前条第一項に規定する場合において、第六十七条の規定により郵便局株式会社の職員となる者のうちに郵便局株式会社のために第一百条第二項に規定する国債証券等に係る金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項に規定</p>	<p>（証券仲介業の登録等に関する特例）</p> <p>第八十五条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたものうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条に規定する証券仲介業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便貯金銀行を同法第六十六条の三第一項第四号に規定する所屬証券会社等として同法第六十六条の二の登録を受けたものとみなす。</p> <p>2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第二十一条中「次に掲げる行為のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第一百条第一項第四号ロ及びハに掲げる業務に係るものに限る。）とする。</p> <p>第八十六条 前条第一項に規定する場合において、第六十七条の規定により郵便局株式会社の職員となる者のうちに郵便局株式会社のために第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る証券取引法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項に規定す</p>

する外務員の職務を行う者（以下この項において「国債証券等募集員」という。）が承継計画において定められているときは、郵便局株式会社は、その成立の時に、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第六十六条の二十五において準用する第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項中「行為」とあるのは、「行為（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百条第二項に規定する国債証券等に係るものに限る。）とする。」とする。

（金融商品取引業務の登録に関する特例）

第九十九条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時に、金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

（削る）

（削る）

（削る）

る外務員の職務を行う者（以下この項において「国債証券等募集員」という。）が承継計画において定められているときは、郵便局株式会社は、その成立の時に、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、「外務員の職務（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。）とする。」とする。

（証券業務の登録等に関する特例）

第九十九条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時に、証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けたものとみなす。

2 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時に、証券取引法第六十五条の二第三項の認可を受けたものとみなす。

3 前項の認可は、国債等元引受け業務（国債証券等につき証券取引法第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けを営業として行うことをいう。）以外の行為を行おうとするときは内閣総理大臣の承認を受けなければならない旨の条件が付されたものとする。

4 前項の条件は、証券取引法第六十五条の二第四項において準用する同法第二十九条の二第一項の規定により付された条件とみなす。

(削る)

(削る)

(業務の制限)

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)

イ (略)

ロ 国債証券等を担保とする資金の貸付け

ハ〜ヘ (略)

三 銀行法第十条第二項第一号、第五号の二、第六号、第七号、第十三号及び第十五号から第十七号まで並びに第十一条第二号に掲げる業務

四 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取

5 第三項の「国債証券等」とは、証券取引法第二条第一項第一号及び

第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)をいう。

6 前項に規定する有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなして同項の規定を適用する。

(業務の制限)

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)

イ (略)

ロ 第九十九条第五項に規定する国債証券等を担保とする資金の貸付け

ハ〜ヘ (略)

三 銀行法第十条第二項第一号、第五号の二、第六号、第七号、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号まで並びに第十一条第二号に掲げる業務

四 証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に

引について、当該各号に定める行為を行う業務（次に掲げる業務を除く。）

イ 金融商品取引法第三十三条第一項ただし書に該当するものを行う業務及び同条第二項に規定する書面取次ぎ行為を行う業務
ロ 国債証券等に係る有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。）の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

ハ（略）

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律（銀行法及び金融商品取引法を除く。）の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務（政令で定めるものを除く。）

六（略）

2 前項第二号ロ及び第四号ロの「国債証券等」とは、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。

3 第一項第四号ハの「証券投資信託受益証券」とは、金融商品取引法第二条第十号に掲げる有価証券のうち証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。）に係るものをいう。

ついで、当該各号に定める行為を行う業務（次に掲げる業務を除く。）

イ 証券取引法第六十五条第一項ただし書に該当するものを行う業務
ロ 第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る有価証券の募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。）の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

ハ（略）

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律（銀行法及び証券取引法を除く。）の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務（政令で定めるものを除く。）

六（略）

（新設）

2 前項第四号ハの「証券投資信託受益証券」とは、証券取引法第二条第七号に掲げる有価証券のうち証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。）に係るものをいう。

4 | 第二項第四号及び前二項に規定する有価証券に表示されるべき権
利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合におい
ても、これを当該有価証券とみなしてこれらの規定を適用する。

3 | 第一項第四号及び前項に規定する有価証券に表示されるべき権利
は、これについて当該有価証券が発行されていない場合におい
ても、これを当該有価証券とみなしてこれらの規定を適用する。

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（第二百十条関係）

改正案	現行
<p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（簡易生命保険資産の運用）</p> <p>第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買</p> <p>イ 国債（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。及び第七号において同じ。）が、定款の定めるところにより</p>	<p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行業、信託業、証券業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を営む者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（簡易生命保険資産の運用）</p> <p>第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買</p> <p>イ 国債（証券取引所（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。リにおいて同じ。）が、定款の定めるところにより、国債について、債券</p>

り、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）

ロㄥチ (略)

リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関（ヲ及び次条において「外国政府等」という。）の発行する債券その他外国法の発行する政令で定める債券（金融商品取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。同条において「外国債」という。）

ヌㄥヲ (略)

四ㄥ六 (略)

七 先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八・九 (略)

十 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ (略)

先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）

ロㄥチ (略)

リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関（ヲ及び次条において「外国政府等」という。）の発行する債券その他外国法の発行する政令で定める債券（証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。同条において「外国債」という。）

ヌㄥヲ (略)

四ㄥ六 (略)

七 先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八・九 (略)

十 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ (略)

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいい、同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結

ロ 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいい、同項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（第二百一十一条関係）

改正案	現行
<p>（勤労者財産形成促進法の一部改正）</p> <p>第八十四条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第一項第一号中「若しくは金融商品取引業者」を「又は金融商品取引業者」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、同項第二号中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に、「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」に改め、「簡易生命保険契約」の下に「（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）」を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（社債等の振替に関する法律の一部改正）</p> <p>第一百七十七条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第二項中「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。</p> <p>第四十四条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、</p>	<p>（勤労者財産形成促進法の一部改正）</p> <p>第八十四条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第一項第一号中「若しくは証券会社」を「又は証券会社」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、同項第二号中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に、「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」に改め、「簡易生命保険契約」の下に「（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）」を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（社債等の振替に関する法律の一部改正）</p> <p>第一百七十七条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第二項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。</p> <p>第四十四条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、</p>

第十四号を第十三号とする。

第六十二条第一項及び第三百三十五条第二項中「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち社債等の振替に関する法律第十一条第二項の改正規定中「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。

附則

第六十八条 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）として金融商品仲介業（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。附則第七十四条第一項第五号において同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便貯金銀行を所属金融商品取引業者等として金融商

第十五号を第十四号とする。

第六十二条第一項及び第三百三十五条第二項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち社債等の振替に関する法律第十一条第二項の改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。

附則

第六十八条 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所属証券会社等（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）として証券仲介業（同法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。附則第七十四条第一項第五号において同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便貯金銀行を所属証券会社等として証券取引法第六十六条の二の登録を受けたもの

品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二十一条中「次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第一百条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。）とする。」とする。

第六十九条 前条第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人のうちにその郵便窓口業務等受託者のために郵政民営化法第一百条第二項に規定する国債証券等に係る金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項に規定する外務員の職務を行う者（以下この項において「国債証券等募集員」という。）が承継計画において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時にあって、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項中「行為」とあるのは、「行為（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百条第二項に規定する国債証券等に係るものに限る。）

とみなす。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第二十一条中「次に掲げる行為のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第一百条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。）とする。」とする。

第六十九条 前条第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人のうちにその郵便窓口業務等受託者のために郵政民営化法第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る証券取引法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項に規定する外務員の職務を行う者（以下この項において「国債証券等募集員」という。）が承継計画において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時にあって、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、証券取引法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、「外務員の職務（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る

「とする。

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合（新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則六十七条第一項又は第六十八条第一項、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一～四 (略)

五| 金融商品仲介業

六～八 (略)

2 (略)

ものに限る。」とする。

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合（新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則六十七条第一項又は第六十八条第一項、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一～四 (略)

五| 証券仲介業

六～八 (略)

2 (略)

○ 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号）（第二百二十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（証券取引法の一部改正に伴う経過措置） 第二十条 第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、<u>金融商品取引法</u>第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。</p>	<p>（証券取引法の一部改正に伴う経過措置） 第二十条 第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、<u>前条</u>の規定による<u>改正後の証券取引法</u>第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。</p>

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（第二百十三條關係）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからラまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>又 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者</p> <p>ル 金融商品債務引受業を行う者</p> <p>ロ 証券金融会社</p> <p>リ 投資法人</p> <p>カ 金融商品市場を開設する者</p> <p>コ 金融商品取引所持株会社</p> <p>ク 認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体</p> <p>レ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は信託契</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからケまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>又 証券業を営む者</p> <p>ル 有価証券債務引受業を営む者</p> <p>ロ 証券金融会社</p> <p>リ 投資信託委託業者</p> <p>カ 投資法人</p> <p>コ 有価証券市場を開設する者</p> <p>ク 証券取引所持株会社</p> <p>レ 証券業協会</p>

約代理業を営む者

ソ 貸金業を営む者

ツ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ネ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

ナ 不動産特定共同事業を営む者

ラ 確定拠出年金運営管理業を営む者

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

ソ 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）を営む者

ツ 金融先物取引業を行う者

ネ 金融先物債務引受業を行う者

ナ 金融先物市場を開設する者

ラ 金融先物取引所持株会社

ム 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者

ウ 貸金業を営む者

キ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ノ 抵当証券業を営む者

オ 抵当証券保管機構

ク 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第

(削る)

(削る)

(削る)

四〇十五 (略)

十六 金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十七〇二十二 (略)

二十二の二 金融商品取引法の規定による課徴金に関すること。

二十三 金融商品取引に係る犯則事件の調査に関すること。

二十三の二〇二十七 (略)

(証券取引等監視委員会)

第八条 証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)は、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第

百五十条の三及び第六十三条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。)

ヤ 商品投資販売業を営む者

マ 不動産特定共同事業を営む者

ケ 確定拠出年金運営管理業を営む者

四〇十五 (略)

十六 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十七〇二十二 (略)

二十二の二 証券取引法の規定による課徴金に関すること。

二十三 証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査に関すること。

二十三の二〇二十七 (略)

(証券取引等監視委員会)

第八条 証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)は、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に

三十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(勧告)

第二十条 委員会は、社債等登録法、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律又は金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 (略)

(建議)

第二十一条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者

関する法律(平成十三年法律第七十五号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(勧告)

第二十条 委員会は、社債等登録法、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、外国証券業者に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律又は金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 (略)

(建議)

第二十一条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保する

の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

(審判官)

第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2
(略)

ため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

(審判官)

第二十五条 証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2
(略)

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（第二百十四条関係）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イヨ （略）</p> <p>タ 認可金融商品取引業協会、<u>認定金融商品取引業協会</u>及び認定投資者保護団体</p> <p>レラ （略）</p> <p>四二十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イヨ （略）</p> <p>タ 認可金融商品取引業協会、<u>公益法人金融商品取引業協会</u>及び認定投資者保護団体</p> <p>レラ （略）</p> <p>四二十七 （略）</p>